



島原地域合併協議会

〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地
TEL.0957-62-1101 FAX.0957-62-1103

 E-mail/shima-gappei@shimabara.jp

市町村建設計画

有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市 島原

島原地域合併協議会

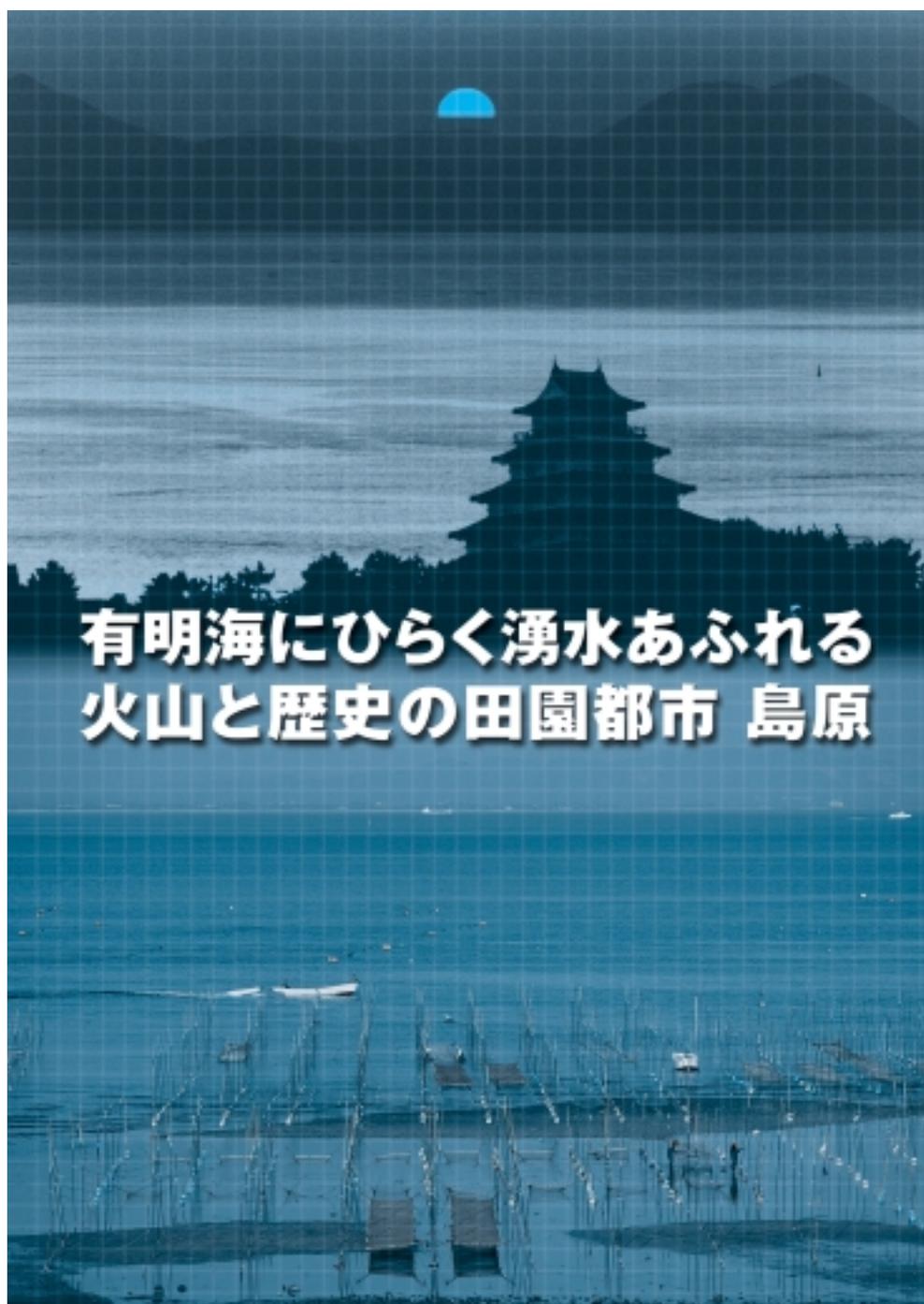
市町村建設計画

SHIMABARA CITY

有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

島原地域合併協議会

市町村建設計画



島原地域合併協議会

市町村建設計画

有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市 島原

CONTENTS

目次

I 序 論	1
1 合併の必要性	1
2 計画策定の方針	4
II 新市の概況	5
1 位 置	5
2 地 勢	5
3 気 候	5
4 面 積	6
5 人口と世帯	7
III 主要指標の見通し	11
1 人 口	11
2 世 帯	15
IV 新市建設の基本方針	17
1 新市の将来像	17
2 優先すべき事業	20
3 新市の基本目標	21
4 施策の大綱	23
5 土地利用等	26

V 新市の施策 36

基本目標 1：自然と暮らしが調和する「半島の顔」となるまちづくり...36

1. 豊かな自然と暮らしを守る(自然環境の保全).....36
2. 快適で利便性の高い都市を造る(都市基盤の整備).....37
3. 安全・安心と安らぎの環境を整える(防災対策等生活環境の整備).....40

基本目標 2：健康で誇り高く暮らせる「人財重視」のまちづくり.....44

1. 健康で生きがいある生活を支える(保健・医療・福祉環境の充実).....44
2. 生きる力と創造力を持った人を育てる(教育・文化環境の充実).....47

基本目標 3：「農漁商観」が融合した活力ある
「交流産業」をつくりだすまちづくり.....50

1. 「農漁商観」が融合した活力ある産業をつくる(産業の振興).....50
2. 地域の個性と魅力を磨いて交流を促進する(連携・交流の促進).....53

基本目標 4：一人ひとりが活躍できる「市民主体」のまちづくり.....55

1. 自立した地域コミュニティづくりを支援する(住民主体のまちづくりの推進) ...56
2. 市民に開かれた行政を運営する(開かれた行政への取り組み).....56
3. 持続的発展を目指した健全な財政を運営する(行財政改革の推進).....57

VI 重点プロジェクト 58

VII 公共施設の適正配置と整備 66

VIII 財政計画 67

新市の都市構造

新市の
グランド
デザイン

有明海にひらく 湧水あふれる火山と歴史の 田園都市 島原

【凡例】

【3つのゾーン】

- 自然環境保全ゾーン
- 農業振興ゾーン
- 中心市街地ゾーン

【3つの拠点】

- 交通拠点
- 観光交流拠点
- 生活拠点

【1つのベルト】

- グリーンフラワーベルト

未定区間

島原地域に所在する国・県の主な機関

- 国の機関
- 島原税務署
 - 長崎地方裁判所島原支部
 - 島原労働基準監督署
 - 国土交通省雲仙復興事務所
 - 長崎地方方法務局島原支局
 - 島原拘置支所
 - 島原統計・情報センター
 - 島原郵便局
 - 島原公共職業安定所
 - 自衛隊長崎地方連絡部島原募集事務所
- 県の機関
- 島原振興局
 - 島原警察署
 - 島原県税事務所
 - 南高来福祉事務所
 - 島原保健所
 - 県立島原病院
 - 県南水産業普及指導センター
 - 島原農業改良普及センター
 - 島原教育事務所
 - 県立農業大学校畜産学科
 - 県畜産試験場
 - 県南家畜保健衛生所



新市の施策

将来像

有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市 島原

基本目標

自然と暮らしが
調和する
「半島の顔」となる
まちづくり

健康で誇り高く
暮らせる
「人財重視」の
まちづくり

「農漁商観」が
融合した活力ある
「交流産業」をつくりだす
まちづくり

一人ひとりが
活躍できる
「市民主体」の
まちづくり

施策の大綱

- 1.豊かな自然と暮らしを守る(自然環境の保全)
- 2.快適で利便性の高い都市をつくる(都市基盤の整備)
- 3.安全・安心と安らぎの環境を整える(防災対策等生活環境の整備)
- 1.健康で生きがいある生活を支える(保健・医療・福祉環境の充実)
- 2.生きる力と創造力を持った人を育てる(教育・文化環境の充実)
- 1.「農漁商観」が融合した活力ある産業をつくる(産業の振興)
- 2.地域の個性と魅力を磨いて交流を促進する(連携・交流の促進)
- 1.自立した地域コミュニティづくりを支援する(住民主体のまちづくりの推進)
- 2.市民に開かれた行政を運営する(開かれた行政への取り組み)
- 3.持続的発展を目指した健全な財政を運営する(行財政改革の推進)

施策

- 1) 環境対策の推進
- 2) 山林の保全
- 1) 道路の整備
- 2) 公共交通の整備
- 3) 市街地の整備
- 4) 上水道環境の整備
- 5) 生活排水処理施設の整備
- 1) 公園・緑地の整備
- 2) 情報・通信の整備
- 3) リサイクル環境の整備
- 4) 住環境の整備
- 5) 消防・防災・交通安全の推進
- 6) 河川・海岸・砂防等の整備
- 1) 保健・医療の充実
- 2) 子育て支援の充実
- 3) 高齢者福祉の充実
- 4) 障害者福祉の充実
- 5) 社会福祉の充実
- 1) 学校教育の充実
- 2) 生涯学習の充実
- 3) 文化活動・スポーツの充実
- 1) 農林業の振興
- 2) 水産業の振興
- 3) 商工業の振興
- 4) 観光業の振興
- 5) 企業誘致及び新規起業・就業の支援
- 1) 地域ブランドの確立
- 2) 交流活動の推進
- 3) 交流基盤の整備
- コミュニティ・マスタープラン策定の検討
コミュニティ活動支援
男女共同参画推進
- 各地区伝統芸能大会開催事業
人権教育・啓発推進事業
- 新庁舎建設事業
行政情報の提供
意見聴取
情報公開
- 行政運営の効率化
職員研修の充実

主要事業メニュー

- 環境基本条例策定推進 自然保護・環境保全活動の支援 こどもエコクラブの活動支援
森林環境の保全 松くい虫被害対策
- 生活道路の改善 街路緑化・美化の推進 高齢社会に対応する生活道路の整備
利便性向上に向けた検討 コミュニティバスの検討 サイトシーイングバスの検討
- 都市計画区域の再編 市街地の再開発 中心市街地の整備 美しいまちづくり推進事業 地籍調査事業
街なみ環境整備事業の推進
水道施設の適正な維持管理 水源と水質の確保 水道事業の健全化
公共下水道・合併処理浄化槽等整備 汚泥再生処理センター建設事業
- まちゅう公園づくりマスタープランの策定 美しいまちづくり推進事業 街なみ環境の整備促進
情報化推進基本計画 地域イントラネット整備事業 庁内総合情報システムの構築
ごみ再資源化計画策定 ごみ分別収集システム 生ごみ堆肥化支援
公営住宅ストック総合活用計画策定(老朽住宅建替・改善・情報化) 火葬場建設事業 高齢者向け住環境対策推進
防災・行政情報伝達システムの構築 地域消防・防災対策機能の強化 防火設備の整備 交通安全対策
防犯対策
海岸及び河川の整備 砂防施設の整備 親水空間の提供
- 国民健康保険制度の適正運用 各種健康サービスの充実 救急・広域医療体制の充実 小児診療・休日・夜間診療体制の充実
保育サービスの充実 子育て支援 少子化対策 ひとり親家庭への支援
- 介護保険制度の適正運用 高齢者生活支援 在宅福祉施策の充実 生きがい対策の強化
障害者支援の充実 障害者福祉施策や障害児教育の充実 在宅障害者支援対策の充実
- 福祉ニーズの把握 福祉サービスの民間活力の導入促進 地域コミュニティと社会福祉の連携システムの検討
- 各種体験学習の推進 国際化、情報化等各種教育の推進 地域や学校間の連携強化 教育指導力の向上
教育環境の整備
生涯学習推進計画の策定 生涯学習教室や文化講座の開催 生涯学習施設の充実
芸術文化の振興 文化、スポーツ施設の整備 文化財の保護と活用 スポーツ活動の充実 スポーツ大会等の招致
- 農林業基盤整備 農産特産品づくりの促進 環境保全型農業の推進 グリーンツーリズムの研究と推進
後継者育成対策の強化
水産業基盤整備 ブルーツーリズムの研究と推進 海産特産物づくりの推進 陸上養殖の推進
- 中心市街地活性化基本計画の推進 TMOの設立及び実施事業に対する支援 金融支援制度の充実 中小企業経営近代化の推進
観光PRの継続的展開 フットバス・サイクルバスの整備 体験型観光メニューの充実 郷土料理提供システムの構築支援 特産品の開発支援
新たな源泉の掘削 美しいまちづくり推進事業 温泉を活用したまちづくりの検討 観光ボランティアガイドの育成支援 人材育成の支援
新規起業の支援 企業誘致の推進 雇用労働対策の推進
- 地産・地消の推進 特産品の開発支援 アンテナショップ設置の検討
姉妹都市・兄弟都市交流の推進 スポーツ交流の推進 学校教育交流活動の推進 生涯学習交流の推進
新しい広域交通ネットワークの検討

I 序 論

1 合併の必要性

(1) 社会的・歴史的経緯 ~ 共通資源・共通課題の存在と一体化する生活圏 ~

旧島原市と旧有明町からなる新市は、古くから島原半島の先駆的地域としての役割を担ってきました。特に、江戸時代には松平7万石の城下町として半島の政治、経済、教育・文化の中核的地位と役割を果たしてきました。その間、寛永14(1637)年の島原の乱や、寛政4(1792)年の眉山の大崩壊(島原大変)等、全国的にも稀に見る歴史的な経験を経てきたという経緯があります。

市域については、明治22年の町村制施行により旧島原市が島原村、島原町、島原湊町、安中村、杉谷村、三会村で構成され、旧有明町が大三東村(大野村、三之沢村、東空閑村の合併)と湯江村で構成され、それぞれ自治体としてスタートすることとなりました。その後、大正13(1924)年に島原村、島原町、島原湊町が合併し島原町となり、昭和15(1940)年4月に島原町、杉谷村、安中村が合併して県下3番目の市として、「島原市」が誕生しました。昭和30(1955)年には三会村を編入して旧島原市の枠組みができたところです。

一方、旧有明町は昭和30(1955)年に大三東村と湯江村が合併し有明村となり旧有明町の枠組みができ、昭和36(1961)年11月に町制を施行して「有明町」が誕生しました。

現在、新市においては大規模畑作や畜産が行われ、県下有数の農業地帯となっているほか、有明海の遠浅を利用した海苔等の養殖をはじめ、沿岸漁業では「がんばん」(ふぐ)や「がね」(ガザミ)といった当地特有の多種多様な魚介類が捕れるなど、第一次産業で県内をリードしています。また、火山や景観、湧水、温泉など多くの共通した自然資源があり、歴史体験や食体験、自然環境体験、農業体験などの多くの体験メニューで観光産業や交流連携事業に力を入れているという共通点もあります。

生活圏についても通勤では相互に行き来が見られ、それぞれが最大の通勤依存先となっているほか、通学や買い物、通院等の日常生活においても強い結びつきを持っています。行政の事務事業についても、老人健康福祉や介護保険、ごみ処理等でこれまでも共通して取り組んできた経緯があります。

このように、共通した歴史的背景や地域資源等を持ち、社会生活上も相互関係が深い地域であるということは、相互の力がより結集でき、今後は一層強力で一体的なまちづくりと行政運営が行える可能性があるといえます。

(2) 社会的要請 ~政策立案能力向上と財政基盤強化の要請~

近年の社会変化は、地域に対して大きな課題を投げかけています。具体的には、少子・高齢化や国際化、情報化や環境との共生やリサイクル社会への対応、地方分権や地域間競争社会への対応など、取り上げると枚挙にいとまがありません。これらの社会的問題に関しては、政府レベルでの種々の取り組みが必要である一方、自治体レベル、自治活動レベルでの地道で地域に密着した取り組みも欠かせなくなっています。

少子化については、子どもを産み育てやすい環境づくりが必要でありますし、高齢化についても地域での相互扶助の体制づくりが欠かせません。特に、介護保険の実施などの新たな行政施策も展開され始め、保健・医療・福祉分野の行政需要と市民の負担は今後とも拡大していくと考えられます。また、国際化や情報化への対応についても、インフラ整備や教育学習機会が必要ですし、リサイクルについても効率的でコストを抑えた分別や回収のしくみづくりが欠かせなくなっています。平成12(2000)年には「地方分権推進一括法」が施行され、市町村への権限委譲の進展とそれに伴う役割と責任の増大が図られたところであり、地方分権や地域間競争に対応するためには、地域の資源や英知を結集して特長的な施策や活動を展開する必要があることから、地域の経済力や人材力の結集が求められます。

このように多様化・高度化する社会変化に対応していくためには、最も身近な自治体において、自ら政策を立案して実行する能力と、それを可能にする財政基盤がこれまで以上に必要です。特に、昨今の経済不況や人口減少が進むなかで、自主財源となる税収の伸び悩みが予想される上に、政府の財政運営も非常に厳しく、補助金や地方交付税などの国依存の財源の確保は今後非常に厳しくなるものと予測されます。そこで、合併によるスケールメリットを活かして行政効率化を進めて財政基盤を強化する一方、地域特性を活かした事業に重点投資して戦略的な地域づくりを行っていく必要があります。

(3) 山積する地域固有の課題

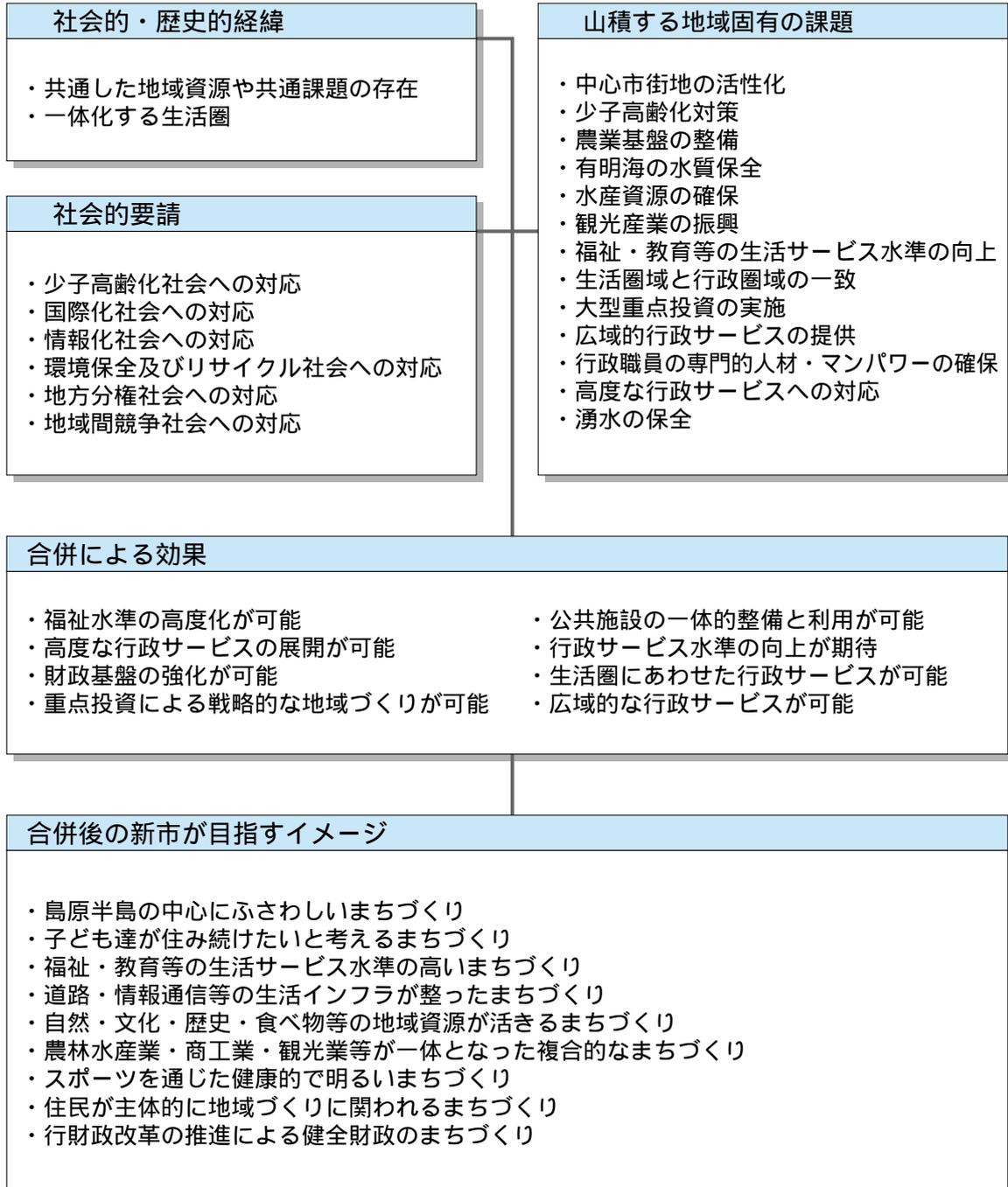
新市は多くの課題を抱えています。一つは中心市街地の活性化、少子高齢化対策、農業基盤の整備、有明海の水質保全、水産資源の確保、観光産業の振興、福祉・教育サービスの向上等、社会的・経済的な課題です。もう一つは、今までは生活圏が同じでありながら行政圏が異なることでの非効率化や、都市規模が小さいことが原因での大型投資の難しさ、行政職員の専門的人材やマンパワーの確保等、行政運営上の課題です。

合併によって、これらの地域固有の課題が一挙に解決されるわけではありませんが、

財政規模の拡大や財政基盤が強化されることで、重点投資による戦略的な地域づくりが可能になったり、生活圏に見合った行政サービスが展開されたり、高度な行政サービスの展開が可能となったりと、合併の効果が期待できると考えます。

図表 I - 1 合併の必要性と計画策定の方針

新市建設計画 合併の必要性



2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」第3条1項及び第5条に基づく法定計画として作成するもので、島原市・有明町の1市1町合併後の新市のまちづくりに関する基本方針を定めるものです。新市計画の策定に当たっては、これまでの両市町の方針を十分に反映しつつ、合併によってはじめて可能となる新たな取り組みを盛り込んだ新しいまちづくりの方向性を示し、まちづくりを総合的かつ一体的に進めていくことに留意しています。また、地域の均衡ある発展と住民福祉のさらなる向上を目指したものとなるように特に留意しています。

(2) 計画の構成

本計画では、新しいまちづくりを進めて行く上での「基本方針」を示すとともに、この基本方針で掲げた目標を実現していくための主要施策やランドデザイン、重点プロジェクト、公共施設の適正配置等を示し、その目安となる財政計画を中心に構成することとします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、合併後概ね10年間とします。

(4) 行財政運営の方針

行政の運営方針としては、時代の移り変わりに配慮して柔軟で迅速な活動ができるような組織体制づくりに努めるとともに、複雑で幅の広い社会問題に対応できるよう横のつながりを重視した取り組みを進めます。

また、財政計画については、個別の事業ごとの相互連携を図るなど効率的な財政運営に努めるとともに、地方交付税、国及び県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのない健全な財政運営を行うことを基本とします。

Ⅱ 新市の概況

1 位置

東 西 南 北 端 点				
東 端	北緯	32°46	18	東経130°23 13
西 端	北緯	32°46	21	東経130°16 23
南 端	北緯	32°44	14	東経130°22 25
北 端	北緯	32°52	01	東経130°19 13

2 地勢

新市は、長崎県の南東部にあたる島原半島の東岸に位置します。面積は、旧島原市が59.27km²、旧有明町が23.48km²、合計82.75km²となり、島原半島の約18%を占めています。市域の南西に島原半島の最高峰平成新山（1,486m）を望み、ここを頂点に北東方向に緩やかな傾斜状の扇状地地形をなし、東の有明海に至っています。中心市街地は市域の南東に位置し、海岸に沿って南北に広がっています。

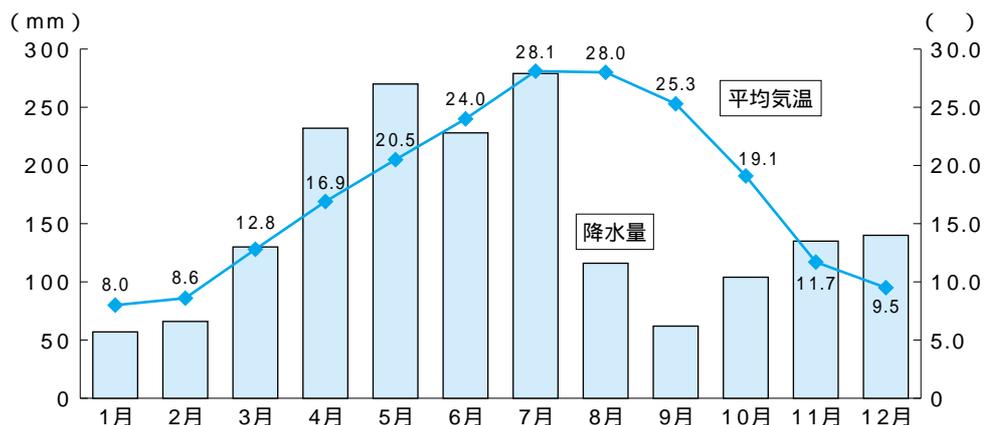
新市の中心市街地付近には眉山（標高818.7m）がそびえ、東西への市街地の広がりを遮断しています。眉山の南東斜面には島原大変の大規模崩落跡が今なお残っており、崩落下の海域には崩落物で誕生した九十九島（つくもじま）と呼ばれるほど無数の島々があり、風光明媚な景観を形成しています。新市北部は、平成新山北側の舞岳（標高703m）を頂点として、北東部へ緩やかな傾斜をもって扇状形に展開し有明海に望んでいます。

新市には大きな河川は見られないものの、平成新山等に育まれた地下水を源とする音無川・中尾川や湯江川など多数の河川が流れており、肥沃で良好な農作地帯を形成しています。また、地下の地層帯が良好な帯水層となっているため、新市のいたる所に豊富な湧水が見られるという特徴もあります。

3 気候

新市は北九州型気候区分に属し、年平均気温18度前後、年間降水量1,800mm前後と温暖で湿潤な気候となっています。特徴としては、春から初夏にかけて月200mm程度の降雨が見られ、秋に雨量が少ないというような農業生産に恵まれた条件があります。また、年間を通しての気温差は30℃前後と四季を感じられる上に、冬の寒さがそれほど厳しくないという特徴があります。

図表 II - 1 島原の気候（平成14年）



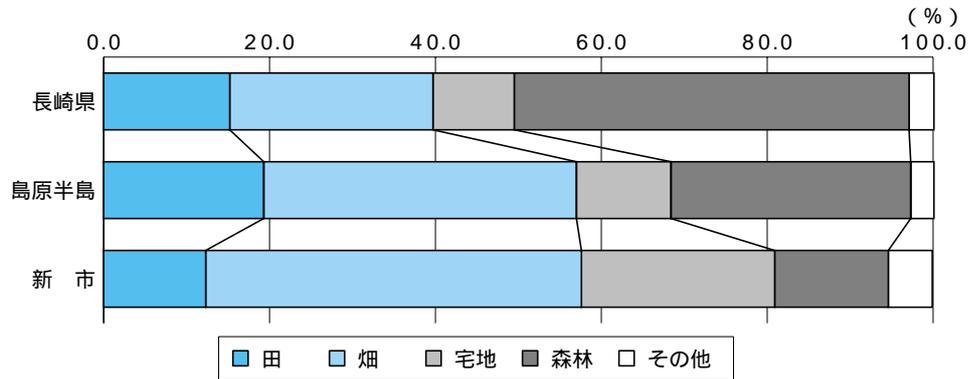
単 位	降水量 mm	平均気温 ℃	最高気温 ℃	最低気温 ℃	日照時間 時間
1 月	57	8.0	18.5	1.1	117.3
2 月	66	8.6	15.2	0.3	174.0
3 月	130	12.8	21.4	4.0	203.0
4 月	232	16.9	27.3	8.4	151.0
5 月	270	20.5	27.8	15.4	143.2
6 月	228	24.0	32.9	18.1	175.5
7 月	279	28.1	34.6	22.6	193.2
8 月	116	28.0	34.4	20.9	239.1
9 月	62	25.3	34.4	17.3	250.2
10 月	104	19.1	28.7	8.9	169.1
11 月	135	11.7	21.7	3.6	151.3
12 月	140	9.5	19.7	1.2	114.3
全 年	1,819	17.7	26.4	10.2	173.4

資料) 長崎海洋気象台

4 面積

新市の面積は82.71km²で長崎県の2.0%、島原半島の17.9%を占めています。民有地の土地利用形態をみると、森林の比率が13.7%と非常に低く、その一方で畑地や宅地の比率が高いという特徴があります。特に、畑地の比率が45.3%を占め、長崎県における農業先進地域としての特徴が表れています。

図表Ⅱ - 2 土地利用形態



	平成13年 実数 (ha、%)					
	田	畑	宅地	森林	その他	総数
長崎県	28,997	46,945	18,656	91,070	5,654	191,322
島原半島	4,965	9,721	2,937	7,438	717	25,778
新市	458	1,685	865	511	198	3,717
長崎県	15.2	24.5	9.8	47.6	3.0	100.0
島原半島	19.3	37.7	11.4	28.9	2.8	100.0
新市	12.3	45.3	23.3	13.7	5.3	100.0

資料) 長崎県市町村課調べ

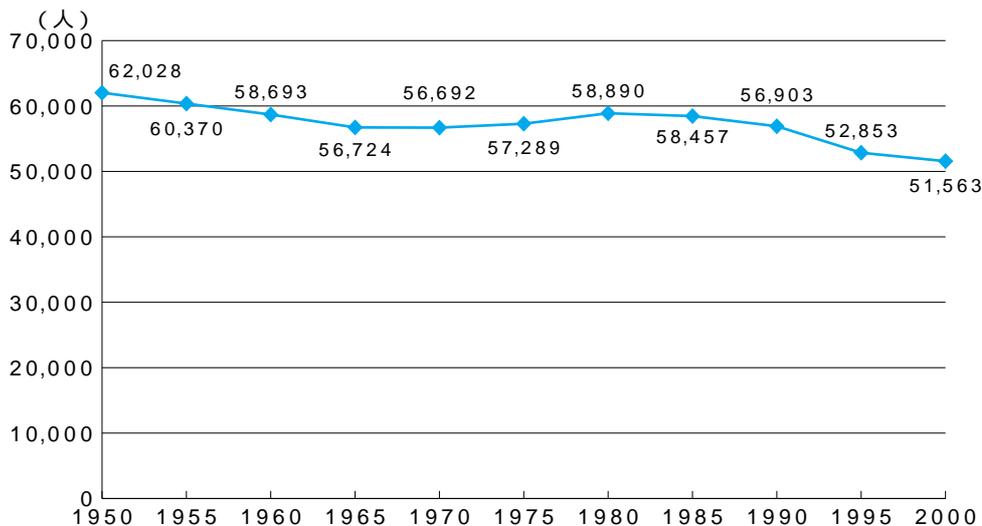
5 人口と世帯

(1) 総人口

新市の人口は、平成12(2000)年で5万1,563人となっており、長崎県の3.4%、島原半島の32%を占めています。これまでの動向を振り返ると、戦後から高度成長期にかけて人口減少が続き、1970年代後半からUターンの増加等によって人口増に転じています。しかしながら、1980年代の後半から景気回復期、すなわちバブル景気の時期には再度人口流出が進みはじめました。1990年代には、平成3(1991)年の雲仙・普賢岳噴火災害によって約1,500~2,000人ほどの多くの住民が域外に避難したこともあって人口は大幅に減少しましたが、その後は復興が進むにつれて再度流入が見られています。しかしながら、出生数の大幅低下により、出生数より高齢者の死亡数が多くなり、自然動態がマイナスに転じたため、人口減少の傾向が続いています。

なお、人口構造(年齢階層別の構成比)をみると、高齢化率(65歳以上の老年人口比率)が大幅に高まっており、本格的な高齢化社会が到来しています。1985年に13.7%であった高齢化率は2000年には23.4%となっており、15年間で約10ポイントの急増が見られます。

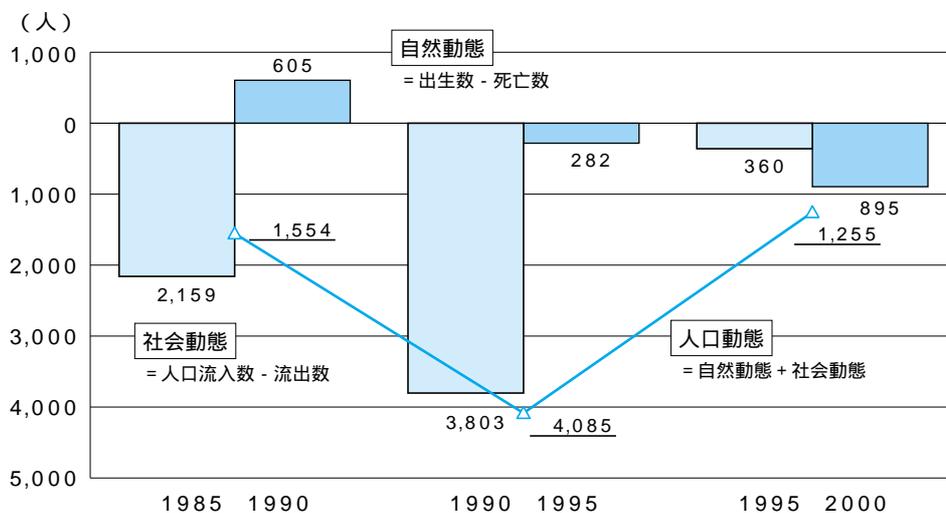
図表 II - 3 新市の人口推移



	実数 (人)			年平均増減率 (%)			構成比 (%)	
	新市	(島原市)	(有明町)	新市	(島原市)	(有明町)	(島原市)	(有明町)
1950	62,028	46,999	15,029	-	-	-	75.8	24.2
1955	60,370	46,184	14,186	0.54	0.35	1.15	76.5	23.5
1960	58,693	45,205	13,488	0.56	0.43	1.00	77.0	23.0
1965	56,724	44,175	12,549	0.68	0.46	1.43	77.9	22.1
1970	56,692	44,475	12,217	0.01	0.14	0.53	78.5	21.5
1975	57,289	45,179	12,110	0.21	0.31	0.18	78.9	21.1
1980	58,890	46,637	12,253	0.55	0.64	0.24	79.2	20.8
1985	58,457	46,061	12,396	0.15	0.25	0.23	78.8	21.2
1990	56,903	44,828	12,075	0.54	0.54	0.52	78.8	21.2
1995	52,853	40,778	12,075	1.47	1.88	0.00	77.2	22.8
2000	51,563	39,605	11,958	0.49	0.58	0.19	76.8	23.2

資料) 総務省「国勢調査報告」

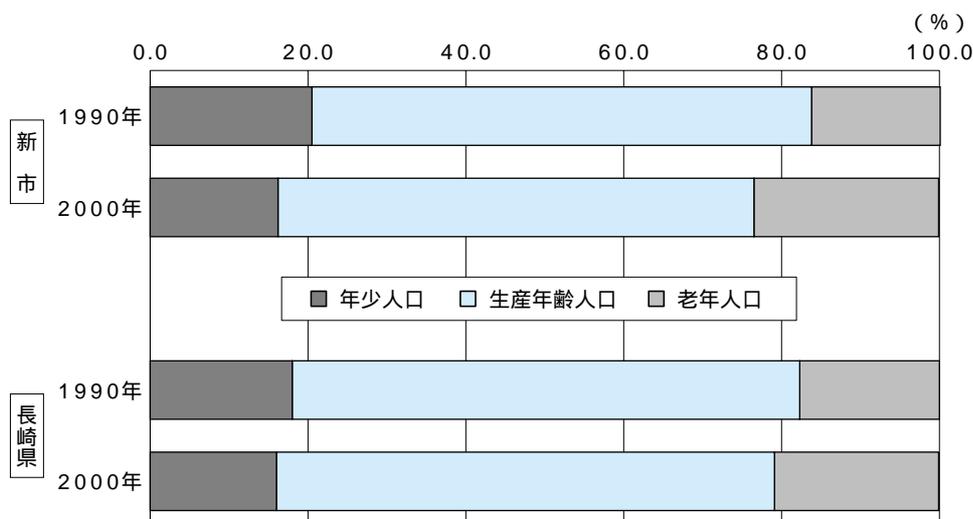
図表 II - 4 人口動向の要因分析



注) 1. 各期間における5年間の累計値を算出。2. 人口動態は、自然動態と社会動態に分けられる。

資料) 総務省「国勢調査報告」

図表Ⅱ - 5 人口構造



	実績値(人)				構成比(%)			
	1985年	1990年	1995年	2000年	1985年	1990年	1995年	2000年
新市 年少人口	13,257	11,647	9,436	8,360	22.7	20.5	17.9	16.2
新市 生産年齢人口	37,163	36,003	32,812	31,117	63.6	63.3	62.1	60.3
新市 老年人口	8,037	9,253	10,570	12,086	13.7	16.3	20.0	23.4
(島原市) 年少人口	10,436	9,084	7,026	6,171	22.7	20.3	17.2	15.6
(島原市) 生産年齢人口	29,394	28,540	25,580	24,073	63.8	63.7	62.8	60.8
(島原市) 老年人口	6,231	7,204	8,137	9,361	13.5	16.1	20.0	23.6
(有明町) 年少人口	2,821	2,563	2,410	2,189	22.8	21.2	20.0	18.3
(有明町) 生産年齢人口	7,769	7,463	7,232	7,044	62.7	61.8	59.9	58.9
(有明町) 老年人口	1,806	2,049	2,433	2,725	14.6	17.0	20.1	22.8

注) 年少人口は0～14歳、生産年齢人口は15～65歳、老年人口は65歳以上を指す。

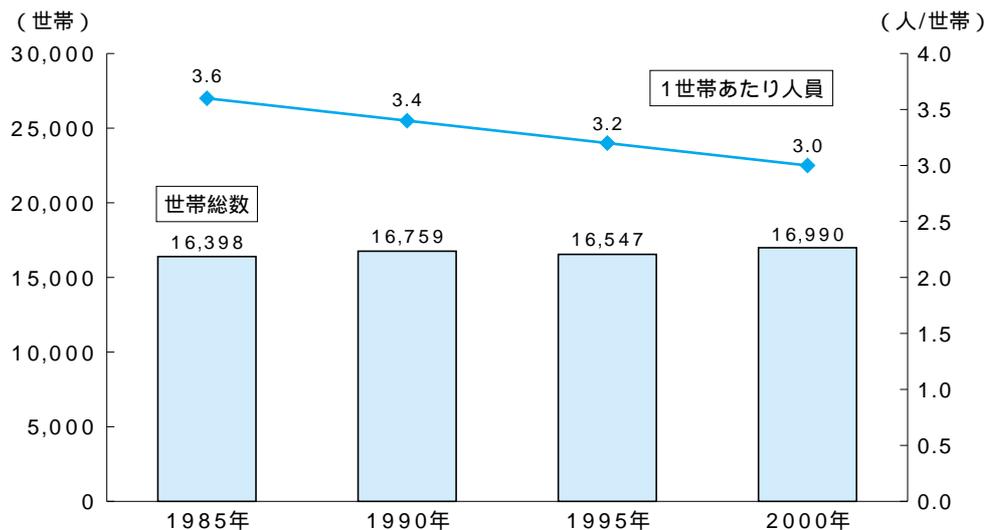
老年人口比率 = 高齢化率。

資料) 総務省「国勢調査報告」

(2) 世帯

新市の世帯数(世帯総数)は、平成12(2000)年で1万6,990世帯となっており、長崎県の3.1%、島原半島の33.9%を占めています。近年では、年々増加傾向を続けていましたが、平成3(1991)年の雲仙・普賢岳噴火災害の影響で1995年に一旦減少し、その後2000年に1990年の水準を上回るまでに回復しました。世帯人員については、年々減少傾向にあり、2000年には1世帯あたり3.03人となっています。

図表 II - 6 世帯総数の推移



		実績値 (世帯、人/世帯)			
		1985年	1990年	1995年	2000年
世帯総数	新市	16,398	16,759	16,547	16,990
	(島原市)	13,503	13,834	13,483	13,805
	(有明町)	2,895	2,925	3,064	3,185
1世帯あたり 人員	新市	3.6	3.4	3.2	3.0
	(島原市)	3.4	3.2	3.0	2.9
	(有明町)	4.3	4.1	3.9	3.8

注) 1世帯あたり人員 = 人口総数 / 世帯総数。

資料) 総務省「国勢調査」

Ⅲ 主要指標の見通し

1 人口

(1) 総人口

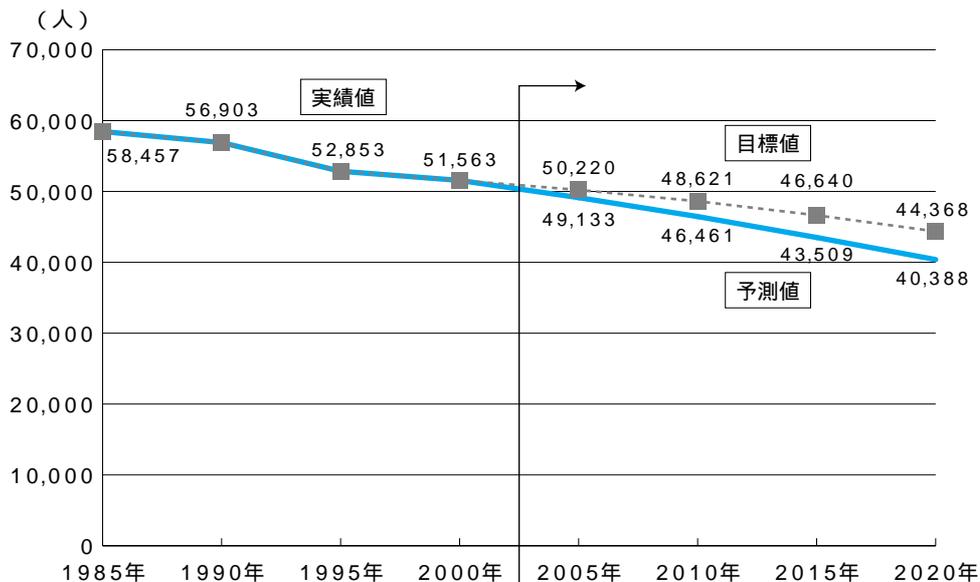
わが国の人口は、少子高齢化社会の本格的な到来によって、平成18（2006）年の1億2,774万人をピークに減少すると見込まれており（国立社会保障人口問題研究所推計値）、長期的な人口減少社会が到来すると見られています。

一方、新市の人口は、これまでも減少を続けてきた経緯がありますが、今後ともその傾向は変わらないと見られます。平成12（2000）年に5万1,563人であった新市の人口は、本計画の終了年度の翌年である平成27（2015）年には4万3,509人にまで減少し、その後2020年には4万3,388人にまで減少すると予測されます。1985年から2000年の年平均増減率は0.8%でしたが、2000年から2020年には1.3%となり、減少ペースも若干速まるものと予測されます。

この減少の要因をみると、少子高齢化の進展に伴う自然減少が最も影響しており、これに社会移動に伴う人口の流出が追い討ちをかけています。特に、新市の場合は高校・大学への進学や就業機会を求めて15歳～24歳までの若年層が他地域へ数多く流出しているという特徴が見られます。

人口は地域の活力や経済の活力を推進する最も重要な要素となるものであり、その維持向上を図っていく必要がありますが、このためには出生率を高めるために子どもを産み育てやすい環境づくりを行い、若年層の流出を抑えるために産業の振興、雇用の創出、住宅地の開発といった施策を展開する必要があります。本計画においては、これらに関するさまざまな施策を盛り込んでおり、これらの効果を考慮して将来人口の目標値を定めています。計画終了年度の翌年になる平成27（2015）年の目標値は4万6,640人、平成32（2020）年の目標値は4万4,368人としています。

図表Ⅲ - 1 人口の将来予測値



	実績値(人)				推計値(人)				年平均増減率(%)	
	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	85 - 00	00 - 20
予測値	58,457	56,903	52,853	51,563	49,133	46,461	43,509	40,388	0.8	1.3
目標値	58,457	56,903	52,853	51,563	50,220	48,621	46,640	44,368	0.8	0.8

人口推計の方法について

コーホート要因法により推計を行った。各条件は以下のとおり。

(予測値)

- ①生残率：医療の進歩等によって、1995年の長崎県における対全国格差が100年後に解消されるとして想定。
- ②出生率：地域性が将来的にも持続すると考え、全国の出生率の予測値に2000年における長崎県の対全国格差を上乗せして算出。
(全国の予測値は、国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口 - 2002年1月推計」の中位を採用)
- ③出生性比：地域性が将来的にも持続すると考え、2000年における出生性比103.6を趨勢延長。
- ④社会移動率：雲仙・普賢岳噴火災害の影響が表れないように配慮し、1985年～1990年における男女年齢5歳階級別社会移動率の平均値が将来も引き続くものと想定。

(目標値)

生残率、出生率、出生性比は予測値と同条件。社会移動率については、産業振興策や雇用対策、保育環境対策等の効果を勘案して定住化が進むと考え、1995年～2000年の社会移動率が引きつづき維持されると想定。

資料) 総務省「国勢調査報告」

図表Ⅲ - 2 人口動態の将来推計値

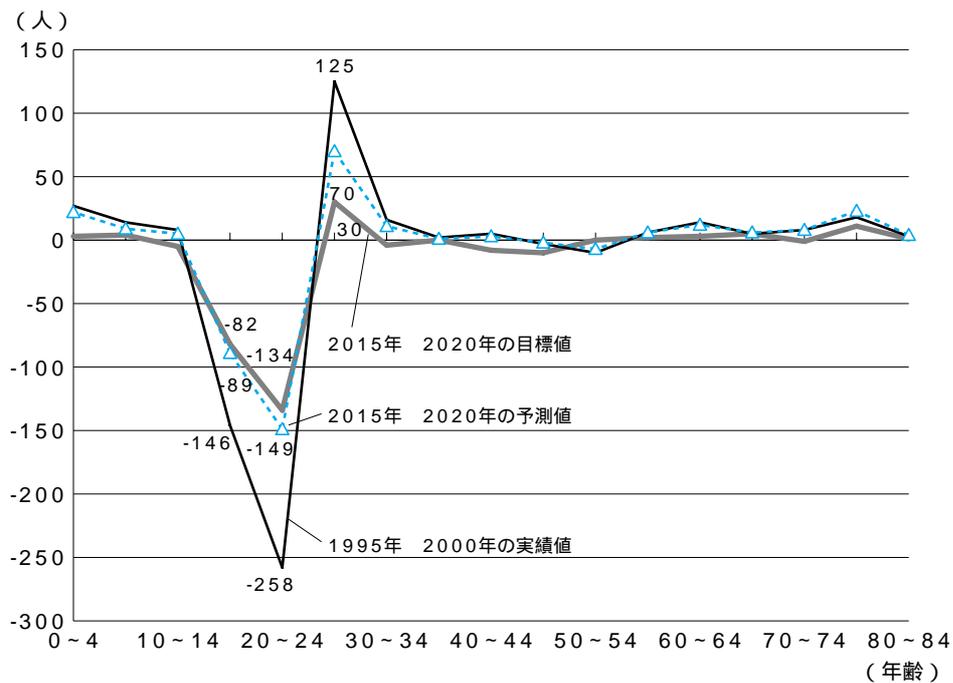
		実績値(人)					推計値(人)							
		1985	1990	1990	1995	1995	2000	2000	2005	2005	2010	2010	2015	2015
予 測 値	社会増減	-432	-761	-761	-72	-72	-271	-271	-240	-240	-212	-212	-179	-179
	自然増減	121	-56	-56	-179	-179	-215	-215	-295	-295	-378	-378	-445	-445
	出生数	679	543	543	462	462	422	422	368	368	321	321	280	280
	死亡数	-558	-599	-599	-642	-642	-636	-636	-663	-663	-699	-699	-725	-725
	人口動向	-311	-817	-817	-251	-251	-486	-486	-535	-535	-590	-590	-624	-624
目 標 値	社会増減	-432	-761	-761	-72	-72	-84	-84	-74	-74	-64	-64	-60	-60
	自然増減	121	-56	-56	-179	-179	-185	-185	-246	-246	-332	-332	-394	-394
	出生数	679	543	543	462	462	436	436	403	403	364	364	324	324
	死亡数	-558	-599	-599	-642	-642	-621	-621	-649	-649	-696	-696	-718	-718
	人口動向	-311	-817	-817	-251	-251	-269	-269	-320	-320	-396	-396	-454	-454

注) 社会増減は封鎖人口から算出。出生数は理論値。死亡数 = 社会増減 - 出生数で算出。

5年間累計の数値を算出した後、年平均値を算出。

資料) 総務省「国勢調査報告」

図表Ⅲ - 3 年齢階層別社会移動数の将来推計値(年平均値)



注) 5年間累計の数値を算出した後、年平均値を算出。

資料) 総務省「国勢調査報告書」

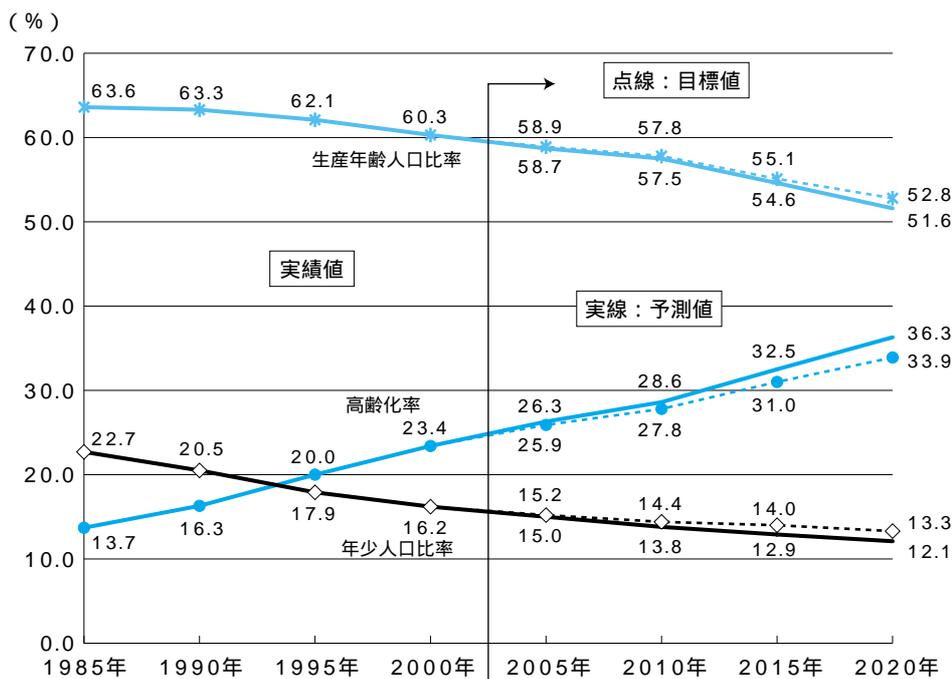
(2) 人口構造

新市の人口構造は、高齢化率の急速な高まりと、生産年齢人口の減少によって、大きく変化します。平成12(2000)年には、高齢化率が23.4%、生産年齢人口比率が60.3%であったのが、本計画の目標年次である平成17(2015)年にはそれぞれ32.5%、54.6%

となると予想されます。また、その後も高齢化の進展は止まらず、平成32(2020)年には、それぞれ36.8%、51.6%となり、3人に1人は65歳以上の高齢者で、かつ地域で就業する世代は2人に1人程度にまで低下すると見られています。

なお、目標とする人口構造については、平成17(2015)年で高齢化率31.0%、生産年齢人口比率55.1%、年少人口比率14.0%であり、若年層の定住を図ることで高齢化率の上昇ペースを約2～3年ほど遅らせます。

図表Ⅲ - 4 年齢別人口構成



< 予測値 >

	実績値 (人、%)				推計値 (人、%)				年平均増減率 (%)	
	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	85 - 00	00 - 20
年少人口	13,257	11,647	9,436	8,360	7,352	6,424	5,598	4,886	3.0	2.7
生産年齢人口	37,163	36,003	32,812	31,117	28,853	26,731	23,777	20,842	1.2	2.0
老年人口	8,037	9,253	10,570	12,086	12,928	13,305	14,134	14,660	2.8	0.9
年少人口	22.7	20.5	17.9	16.2	15.0	13.8	12.9	12.1		
生産年齢人口	63.6	63.3	62.1	60.3	58.7	57.5	54.6	51.6		
老年人口	13.7	16.3	20.0	23.4	26.3	28.6	32.5	36.3		

< 目標値 >

	実績値 (人、%)				推計値 (人、%)				年平均増減率 (%)	
	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	85 - 00	00 - 20
年少人口	13,257	11,647	9,436	8,360	7,640	7,023	6,510	5,922	3.0	1.9
生産年齢人口	37,163	36,003	32,812	31,117	29,564	28,092	25,686	23,425	1.2	1.3
老年人口	8,037	9,253	10,570	12,086	13,017	13,506	14,444	15,022	2.8	0.8
年少人口	22.7	20.5	17.9	16.2	15.2	14.4	14.0	13.3		
生産年齢人口	63.6	63.3	62.1	60.3	58.9	57.8	55.1	52.8		
老年人口	13.7	16.3	20.0	23.4	25.9	27.8	31.0	33.9		

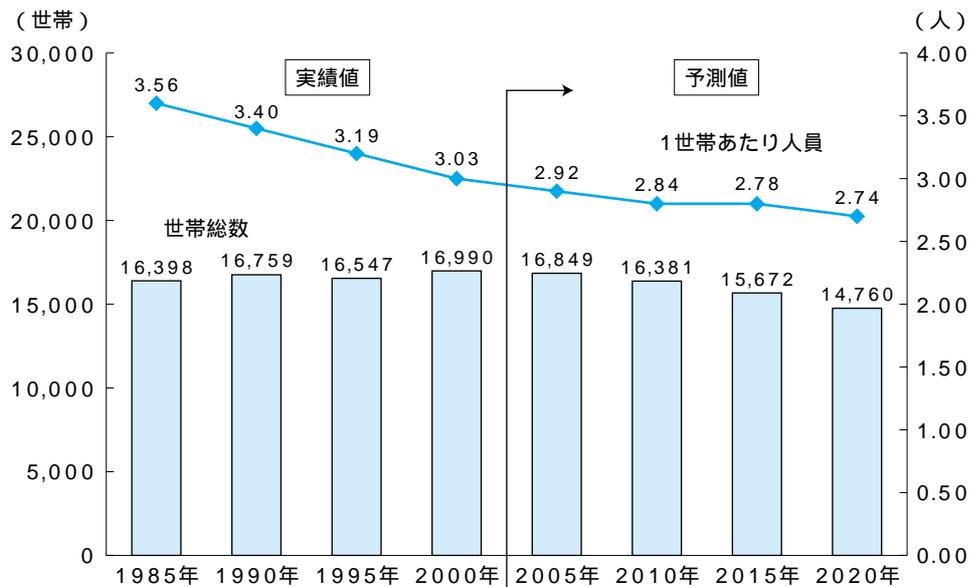
資料) 総務省「国勢調査報告」

2 世帯

(1) 世帯数

平成12(2000)年に1万6,990世帯であった新市の世帯総数は、本計画の目標年次である平成27(2015)年には1万5,672世帯にまで減少し、その後平成32(2020)年には1万4,760世帯にまで減少すると予測されます。1世帯あたり人員については減少を続け、平成12(2000)年の3.03人から平成27(2015)年には2.78人になると予測されます。ただし、新市では核家族化の進行は平成2(1990)年をピークとして止まっており、今後も横ばいから若干減少傾向に転じるものと見られます。平成12(2000)年の核家族比率は55.3%ですが、本計画の終了年度の翌年である平成27(2015)年には54.7%、その後平成32(2020)年には54.0%になると予測されます。

図表Ⅲ-5 世帯総数の将来予測値



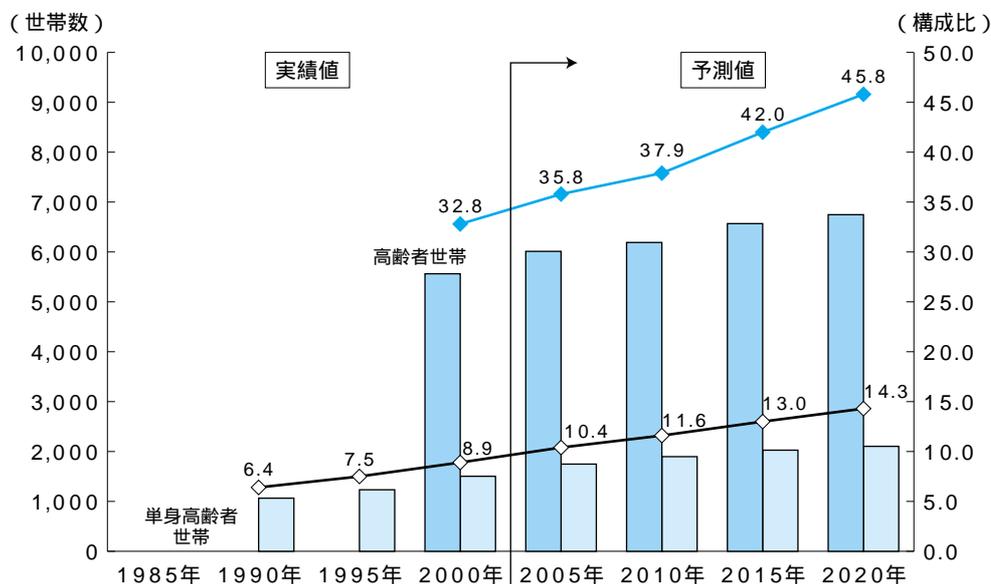
	実績値 (世帯、人、%)				推計値 (世帯、人、%)				年平均増減率 (%)	
	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	85 - 00	00 - 20
世帯総数	16,398	16,759	16,547	16,990	16,849	16,381	15,672	14,760	0.24	0.95
1世帯あたり人員	3.56	3.40	3.19	3.03	2.92	2.84	2.78	2.74		
核家族世帯数	9,102	9,345	9,188	9,376	9,295	9,018	8,551	7,956	0.20	1.06
核家族比率	55.7	55.9	55.8	55.3	55.3	55.2	54.7	54.0		

資料) 総務省「国勢調査報告」

(2) 世帯構造

今後非常に大きな問題となる可能性があるのが、高齢者世帯数の増加です。世帯数が減少に転じている状況下において、高齢者世帯数は年々増加を続け、平成12(2000)年の5,563世帯から平成27(2015)年には6,568世帯に増加すると予測されます。その結果、平成27(2015)年には高齢者世帯数比率が42.0%に達すると見られます。その上、高齢者単身世帯数についても増加の一途をたどるとみられ、平成12(2000)年の1,504世帯から平成27(2015)年には2,027世帯、その後平成32(2020)年には、2,104世帯になると見られます。

図表Ⅲ - 6 高齢者世帯数と高齢者単身世帯数の推移



		実績値 (世帯、%)				推計値 (世帯、%)				年平均増減率 (%)	
		1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	85 - 00	00 - 20
高齢者世帯数	実数				5,563	6,012	6,190	6,568	6,747		
	構成比				32.8	35.8	37.9	42.0	45.8		1.26
単身高齢者世帯数	実数		1,065	1,233	1,504	1,748	1,897	2,027	2,104		
	構成比		6.4	7.5	8.9	10.4	11.6	13.0	14.3		2.09

注) 高齢者世帯は、高齢者が世帯主の世帯を指す。高齢者世帯比率 = 65歳以上が世帯主の世帯 / 一般世帯
 高齢者単身世帯は、高齢者の一人暮らし世帯を指す。高齢者単身世帯比率 = 65歳以上が世帯主の単身世帯 / 一般世帯
 資料) 総務省「国勢調査報告」

Ⅳ 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

新市となる地域は、これまで島原半島の教育・文化、産業・行政の中心として半島の経済を支えてきました。また、有明海に開かれ、九州の東西を結ぶ海上・陸上交通の要衝として、古くから活発な交流が図られてきました。さらに、観光保養や農業生産の拠点としての特徴を持つなど、自然環境や地域資源に恵まれた個性ある都市として発展してきました。しかしながら、観光や買い物等のライフスタイルの変化に伴って、1980年代の後半から新市への訪問者は減少してきました。また、このころから若い世代を中心に人口の流出が再び進み始め、それに加えて雲仙・普賢岳噴火災害が人口の流出と地域経済の低迷に追い討ちをかけました。現在では、噴火活動の終息から7年が経過し、復興も順調に推移しています。今なお災害の傷跡は市内各所で見受けられますが、今後はこの教訓を生かしながら「自然との共生を図る都市づくり」を目指すと同時に、これまでの歴史を引き継いで「島原半島の中核となる都市づくり」を進め、半島の牽引者としての役割を果たしていく必要があるといえます。

なお、噴火災害からの復旧・復興にあたっては、全国各地からの非常に多くの支援と協力をいただいたということも忘れてはなりません。旧島原市の市勢振興計画においても、その気持ちを「国民公園都市」という都市像で表現し、感謝の気持ちをメッセージとして伝えるとともに、おもてなしの街としての都市づくりを行ってきたところです。新市にあっても、この気持ちを忘れず、今後とも「多くの方に気軽に気持ちよく訪れてもらえる、開かれた交流都市づくり」を進めていく必要があります。

一方、地域で生活する市民にとっては、快適で豊かな生活が送れる環境が必要です。具体的には、福祉・教育等の生活サービスが充実し、交通網や住宅環境などの都市基盤の整備が行き届き、だれもが活動しやすい環境づくりが必要です。そして、これらのまちづくりに市民の声が反映され、同時に市民一人ひとりが主体的に関わっていけるような「市民主体の都市づくり」を進めることが必要です。

さらに、生活を豊かに過ごすためには雇用の場や生きがいの場が不可欠です。近年では、地域経済の低迷とともに地域での雇用が少なくなり、これが若者流出の最も大きな要因となっています。また、高齢社会が訪れるなかで、高齢者の方々は介護や医療の環境整備とあわせて、社会貢献や生きがいを持てる場の整備を痛切に望んでいる現実もあります。地域の人材や地域資源を生かした新しい産業振興や生きがいづくりは、新市の最も重要な課題の一つだといえます。幸いにも新市には全国に誇れる景観と個性ある多くの地域資源が存在しています。白土湖や浜の川などの湧水や、舞岳源水があり、「水の都」と称されています。また、都市全体に雲仙・普賢岳噴火災害の

記録がとどめられ、全国でも珍しい火山体験や火山学習が可能です。さらに、平成新山や眉山、舞岳といった自然景観の存在、島原温泉や島原城、島原の乱にまつわるキリシタンの歴史など、これだけの個性的な地域資源が市内各所に点在している都市は全国各地にも少ないといえるのではないのでしょうか。その上、新市はスポーツ競技力が高く、スポーツ施設も充実しているという特徴があることから、生涯スポーツに取り組むなどの生きがいつくりを進めることも可能です。雇用の場の創出や生きがいの場の創出にあたっては、新市の持つ能力を生かして、「自然・生活・文化・歴史・スポーツ・産業等の魅力を結びつけた観光交流都市づくり」を目指し、「子ども達が地域に誇りを持って将来も住みつづけたいと感じるような魅力と活力があふれる都市づくり」を行う必要があります。

最後に、新市の目指すこれらの方向性を横断的につなぎ、具体的に推進していくための手段として情報技術の活用があります。近年、インターネットや携帯電話等をはじめとする情報化の進展は目覚ましいものがあり、社会・経済活動の質を高め、新たな付加価値を生み出していく上において欠かせないものとなっています。また、国家的プロジェクトとしても電子社会の確立が進められており、電子化・高度情報化の流れは必然的なものとして、今後加速度的に進展していくものと思われます。特に、新市のように地理的制約を受けやすい半島地域にあっては、豊かで安全な生活環境の提供や住民福祉・サービスの向上、地域社会・経済の活性化のためには地理的制約を受けない情報化を有効な手段として最大限活用する必要があります。新市にあっては、情報化を重要な社会生活基盤と位置付けて整備を図り、他には類のないような「誰もが自由に情報の利活用ができ、新たな創造と人の輪が広がるような情報都市づくり」を目指します。

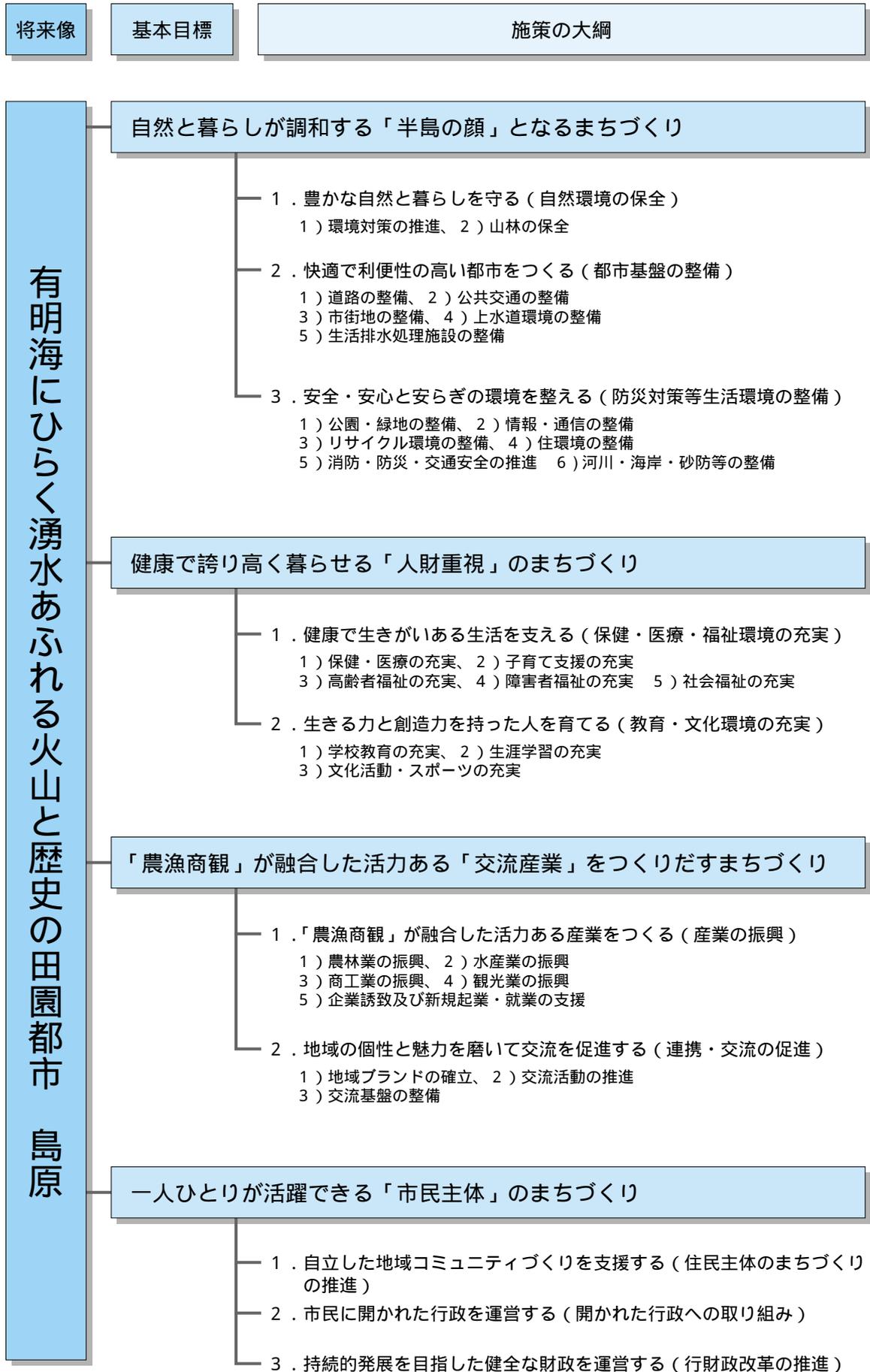
これらの実現を目指して新市の将来像を

「有明海にひらく湧水あふれる火山と 歴史の田園都市 島原」

と定めます。

なお、この新市の将来像を実現するために、以下のような体系の下で、4つの基本目標、10の施策の大綱、10の重点プロジェクトを実施します。中でも優先すべき具体的な事業として7つの事業があります。

図表Ⅳ - 1 新市計画の体系



2 優先すべき事業

・新しい市の建設に向けては、新市にとって旧島原市、旧有明町ともに事業の効果が共有でき、重要かつ優先してすべき事業として七つの事業に取り組みます。

地域イントラネット整備事業

・役所と公民館や文化施設、体育施設や学校等、公共施設をネットにつなぎ、市民の方が端末機を利用して必要なときに、いつでも情報が入手できるような環境を整備する事業です。

防災行政無線整備事業

・現在設置している防災行政無線の更新時期に来ています。そのため、防災情報だけでなく一般の行政情報も含めた、双方向の発着信が可能な情報化社会にふさわしい、システムを検討します。

汚泥再生処理センター建設事業

・し尿や汚泥等を処理する施設です。

地籍調査事業

・いわば土地の戸籍簿を作るようなもので、旧有明町は終了していますが、旧島原市は災害等もあり着手されていないため、新たに取り組もうとするものです。この整備によって一体的・効果的な土地利用が図られます。

下水道・合併処理浄化槽設置事業

・し尿や生活排水処理等について下水道や合併処理浄化槽等、環境的にも財政的にも最適な方法を検討していきます。

火葬場建設事業

・現在、旧島原市と旧有明町が協力して、平成17年4月1日の完成に向けて事業を進めています。

新庁舎建設事業

・新しい市の庁舎については、バリアフリー（段差の解消やエレベーターの設置等、障害がある方も無い方も容易に出入りできるような建物環境）や省資源・省エネルギーに配慮し、機能的にかつ自由に集えるような施設として、また、地域の情報化推進の核としての機能を備え、さまざまな情報が入手できる施設として、今後、市民の方々と一緒になって検討していきます。

3 新市の基本目標

新市の将来像である「有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市 島原」を実現するために、具体的な4つの基本目標を掲げます。

(1) 自然と暮らしが調和する「半島の顔」となるまちづくり

新市は島原半島並びに長崎県東部の政治経済の中心的な機能を果たしており、半島振興の中核的な役割を担って行かなければなりません。中心市街地の整備をはじめ、交通拠点、広域交通体系、公園・緑地、情報通信網など種々の都市基盤を整備して、広い地域から訪れたいくなるような環境、訪れやすい環境をつくり出す必要があります。このように都市基盤の開発を進めていく一方で、豊かな自然を保全し、自然との共生も図らなければなりません。自然環境を保全するために、生活排水やゴミ処理、リサイクルを適正に行うなど、計画的な環境対策を推し進めていく必要があります。また、快適で魅力あるまちなみ景観の整備も重要です。

そこで、新市では都市基盤や生活環境といった人々の暮らしに係る開発と自然環境が調和した、「半島の顔」となるまちづくりを進めます。

(2) 健康で誇り高く暮らせる「人財重視」のまちづくり

少子高齢時代を迎え、保健・医療・福祉制度の再構築が迫られています。特に、医療と介護の連携や健康づくりを進める保健施策の充実など、人々の生活を総合的にケアできる制度の構築が不可欠となっています。また高齢者については、元気に生き生きと活躍でき、これまでの人生経験を遺憾なく発揮できる場として、地域コミュニティ活動や学校教育活動、社会教育活動、スポーツ活動を位置付け、これらの場に高齢者が積極的に参加できるしくみをつくる必要があります。学校教育や社会教育、スポーツ文化活動等については、個々人の個性や資質を伸ばせるような幅広いニーズに対応した施策を展開し、生涯学習の推進を図る必要があります。特に、学校教育では、国際化や情報化、環境、リサイクル等の近年の社会問題に対応した体験重視の教育を行い、「生きる力」を養うとともに心豊かで創造力と実行力のある人材の育成が必要です。同時に、新市の特徴であるスポーツ競技力の高さを維持し、文武両道のバランスの取れた人材育成も欠かせません。なお、福祉や教育の充実を図るためには、地域コミュニティや市民一人ひとりの相互扶助の精神が必要です。したがって、福祉や教育に地域の力を結集できるしくみの構築を図る必要があります。

新市では「人が地域の財産」という認識に立って、一人ひとりが健康で生きがいの持てる暮らしを送り、人生を誇り高く営めるような「人財重視」のまちづくりを進めます。

(3) 「農漁商観」が融合した活力ある 「交流産業」をつくりだすまちづくり

新市は、雲仙・天草国立公園の一角をなし、西のハウステンボスや長崎市、東の熊本市や阿蘇・九重、南の天草などを相互につなぐ観光ルートの一環に位置しています。その上、平成新山や眉山、舞岳といった山々が連なる景観、浜の川などの湧水や舞岳源水等の水資源、キリシタン哀史等の歴史、島原温泉など、観光資源に非常に恵まれた地域です。また、「がんば」や「がね」、具雑煮などの郷土料理に加えて、農産品や海産品で多くの特産品を有している地域でもあります。ただし、これまでは農産品や海産品が必ずしも観光資源として十分生かされていなかったり、統一したブランド形成もなされていなかったりと、これらの地域資源がバラバラに取り扱われていた経緯があります。今後は、これらの地域資源と農業・漁業といった一次産業、それに商工業や観光業を結びつけ、地域の力を結集してブランド形成と情報発信が必要です。中でも島原温泉は重要な観光資源であり、これまで以上に温泉の利活用を推進します。これら豊かな資源や産業が一体となった取り組みを進めることで、地域に新しい雇用と活力を生み出し、若者の流出に歯止めをかける必要があります。

そこで、農業、漁業、商工業、観光業を結びつけて、広く内外に情報を発信していくような「交流産業」づくりを進めます。

(4) 一人ひとりが活躍できる「市民主体」のまちづくり

新市を取り巻く課題の解決や新市の発展を図っていくには、市民一人ひとりの地域社会での活躍が不可欠です。特に、少子高齢化が進み、人口の域外流出が続いている新市においては、地域の発展に民間活力や市民参加が不可欠となります。行政はあくまでも地域経営のサポート役に徹し、市民が主導して地域づくりを進めていく必要があります。そこで、各種の施策を推進していくためには、市民や民間企業、民間団体、地域コミュニティ等のさまざまな主体の英知を結集して取り組む必要があり、行政はこれらの地域のニーズを実現していくためにコーディネーターやサポート役としての役割を果たしていく必要があります。また、誰もが社会で活躍できるように、個性と能力が尊重され個人の持つ力が十分に発揮できるような機会の平等が約束された社会の実現に向けた取り組みも必要です。

そこで、市民や地域コミュニティが活発に活動するために必要な情報や場、しくみの提供などの支援を積極的に行い、一人ひとりが活躍できる「市民主体」のまちづくりを進めます。

4 施策の大綱

新市の将来像と、4つの基本目標を実現していくために、具体的な事業を盛り込んだ10の施策に取り組みます。

(1) 豊かな自然と暮らしを守る (自然環境の保全)

自然環境保全に対する意識の醸成を図り、市民と企業、行政が一体となって自然環境の保全や景観の保全を進めます。その際、自然の脅威から暮らしを守りつつ、自然の恩恵を暮らしに生かしていけるように自然と暮らしの共存を図ります。

(2) 快適で利便性の高い都市をつくる (都市基盤の整備)

交通基盤や市街地整備、上水道や生活排水処理施設の整備など、人々の快適で利便性の高い生活を支える都市基盤の整備を進めます。その際、観光交流を推し進める田園都市としてふさわしい街なみや景観づくりを進め「地域の顔」をつくるとともに、あわせて広域からの集客を可能とする広域交流基盤の整備を優先的に推し進めます。

(3) 安全・安心と安らぎの環境を整える (防災対策等生活環境の整備)

安全で安心して生活をおくるためには防災対策が重要であり、防災訓練や自主防災組織の活性化等により市民に対する防災意識の啓発を図るとともに、河川や海岸の整備等、防災インフラの整備も進め、総合的な防災体制を推し進めます。

そこで、新市では安全・安心で安らぎのある生活を営めるような防災都市づくり等、生活環境の整備を進めます。その際、新市の地域資源を生かした、健康的で快適で魅力と個性あふれる木を使った街づくりを進め、まちなみ景観の形成や公園・緑地の整備を進めるとともに、防災や行政情報等の受発信に必要な情報通信基盤の整備を進めます。

(4) 健康で生きがいある生活を支える (保健・医療・福祉環境の充実)

少子高齢社会の進展を踏まえて、保健・医療・福祉の相互連携による総合的な生活サポート体制の構築を進めます。その際、健康の増進と予防体制の構築に力を入れ、

子どもから高齢者までの市民一人ひとりが健康で生きがいを持って活躍できるように努めます。また、子育て支援や高齢者生活支援などはきめ細やかなサポートが必要であり、これらについては地域コミュニティとの連携を図り、地域が一体となったサポート体制の構築を図ります。障害者（児）福祉については、障害者（児）実態の把握、障害に対する市民の理解の促進などにより、障害者（児）をとりまく総合的な環境整備を図るとともに、自立した生活が送れるよう支援し、社会参加を推進します。

（５）生きる力と創造力を持った人を育てる（教育・文化環境の充実）

豊かで価値のある人生を送るため、老若男女の誰もが質の高い文化活動やスポーツ活動に参加でき、学びたいことを学べるような生涯学習環境の整備に努めます。特に、学校教育では、地域の教育力を生かした体験学習に力を注ぎ、生きる力を育てていくとともに、地域に眠る文化財や慣習、風土を見直し、その活用によって地域の個性と誇りが再形成されるよう努めます。また、スポーツ競技力が高いという地域特性を生かして「１人１スポーツ」づくりとスポーツ交流の推進を図ります。

（６）「農漁商観」が融合した活力ある産業をつくる（産業の振興）

長崎県内有数の生産力を誇る農業と、「がんば」や「がね」などの特産品を有する漁業、地域固有の魅力あるまちなみ景観の形成や、それらと一体となった湧水や火山、温泉等の個性的な地域の資源を活用した観光業等、それぞれの産業を結びつけて観光交流都市にふさわしい交流産業の形成を図ります。その際、各種の産業基盤を支える施策を講じた上で、「郷土料理」と「特産品・物産品」、それに「個人旅行者でも気軽に参加できる体験型の観光メニュー」の企画・開発から生産、販売までを各産業で協力して行うしくみを構築します。

（７）地域の個性と魅力を磨いて交流を促進する

（連携・交流の促進）

地域資源と特産品を生かして「島原ブランド」の確立を図り、広く情報を発信します。また、姉妹都市・兄弟都市交流をはじめ、海外や先進地との交流を進め、異なる文化や風土に触れるなかで地域や自身を再発見する機会を設けます。特にスポーツ交流を積極的に進め、地域の競技力アップとスポーツイベントの開催に努めます。

(8) 自立した地域コミュニティづくりを支援する

(住民主体のまちづくりの推進)

市民一人ひとりが主役のまちづくりや、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるために、その活動の基盤となる地域コミュニティの形成を支援します。その際、地域コミュニティの活動拠点や人材育成などに対する支援も進めます。また、人権教育・啓発施策の推進や男女共同参画社会に向けた支援を進めるなど、市民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを推進するとともに、誰もが社会で活躍できるしきみを整えます。

(9) 市民に開かれた行政を運営する (開かれた行政への取り組み)

行政への住民参加が積極的になされる「市民主体」のまちづくりを進めるために、迅速な情報公開を進めるとともに、市政に対する市民からの意見の反映を進めます。その際、情報の受発信に必要な総合的な情報通信基盤の整備を図り、市民に開かれた情報システムの構築と併せて、市役所が総合的な情報化推進の核としての機能を備えた、新しい庁舎建設を検討します。

(10) 持続的発展を目指した健全な財政を運営する

(行財政改革の推進)

職員の専門性の向上や事業内容の質の向上を図るなど行政レベルを高めつつ、財源の確保や効率的な財政運営を進め、健全で安定的な行財政の運営を図ります。また、地域の経済力を高めるための事業や投資効果が高い事業への優先的な投資を行います。

5 土地利用等

(1) 土地利用の基本方針

土地利用にあたっては、「自然と暮らしの調和」、「都市部と農村部の調和」、「市内と市外の調和」の3つの調和を考慮して、快適でゆとりと活力のある環境づくりを目指して行うこととします。

自然と暮らしとの調和については、雲仙・普賢岳噴火災害の教訓を生かして、防災面に配慮した安心・安全な暮らしができる土地利用を図るとともに、資産として子孫に引き継いで行くべき良好な自然環境の保全に努めます。同時に、火山や温泉、海浜や河川、湧水や源水などのさまざまな自然環境を日々の暮らしや観光産業に結び付けて多様な活用を図っていくことに努めます。また、地籍事業に取り組み効率的な土地利用推進を図ります。

都市部と農村部の調和については、無秩序な開発を避けるべく、計画的な市街地づくりを進め、同時に良好な農業生産環境を維持していくことに努めます。具体的には、農村部においては基盤整備事業等を活用し、生産性の高い農業生産基盤整備を図ります。

都市部においては公園や緑地帯、街路樹等の自然景観づくりを進めて、農村部との自然のつながりを途絶えさせないように配慮し、田園都市としての風格づくりを進めます。

市内と市外の調和については、島原半島の中核都市としての「顔づくり」として中心市街地や交通拠点、交流拠点等の整備を図り、市外からの集客を促進するような土地利用を図ります。その上で、これらの中核機能にスムーズにアクセスできるよう、市域内外の空間的・時間的一体化を推し進めるための広域幹線道路の整備を重点的に進めます。

なお、利便性の高い市民生活と生活環境を確保するため、公共施設等の適正配置に努めるほか、これらの公共施設へのアクセス環境の整備を進めます。

(2) 都市計画区域に対する整備方針

① 都市計画区域

用途地域については、住宅地、商業・業務地、工業地等の土地利用区分を明確にし、この区分に沿って合理的で効率的な市街地づくりを推進します。また、用途地域内の未利用地については、地域の課題に対処しながら適切な開発誘導を行い、魅力ある商業地の形成や快適な居住環境整備等を図ります。白地地域については、基本的には現状の環境を保全していきませんが、必要な公共施設の設置や周辺の自然環境と景観への負荷が少ない環境共生型の開発に対しては、有効的な土地利用の検討を図ります。

② 都市計画区域外

有明地域を中心とする都市計画区域外については、区域の見直しを検討して一体的で計画的な都市づくりを進めます。これにより、生活道路の拡幅による防災対策や住宅・商業施設の乱開発防止を図るとともに、幹線道路沿いの集落に日常生活に必要な機能を集めた「集いの場（日常生活拠点）」の形成を図ります。

(3) 都市構造の基本方針

新市の都市構造は、商業や官公庁等の都市機能が集積している南部の中心市街地（中心市街地ゾーン）と、生産性の高い農業を営む北部及び南部の農業地域（農業振興ゾーン）、それに眉山、舞岳、平成新山等からなる西部の山岳地域（自然環境保全ゾーン）に分けられます。また、これらのゾーンをまたいで、火山、史跡・景勝、公園、スポーツ施設、グリーンツーリズムなどに係る観光資源の点在する地域（観光交流拠点）がみられます。

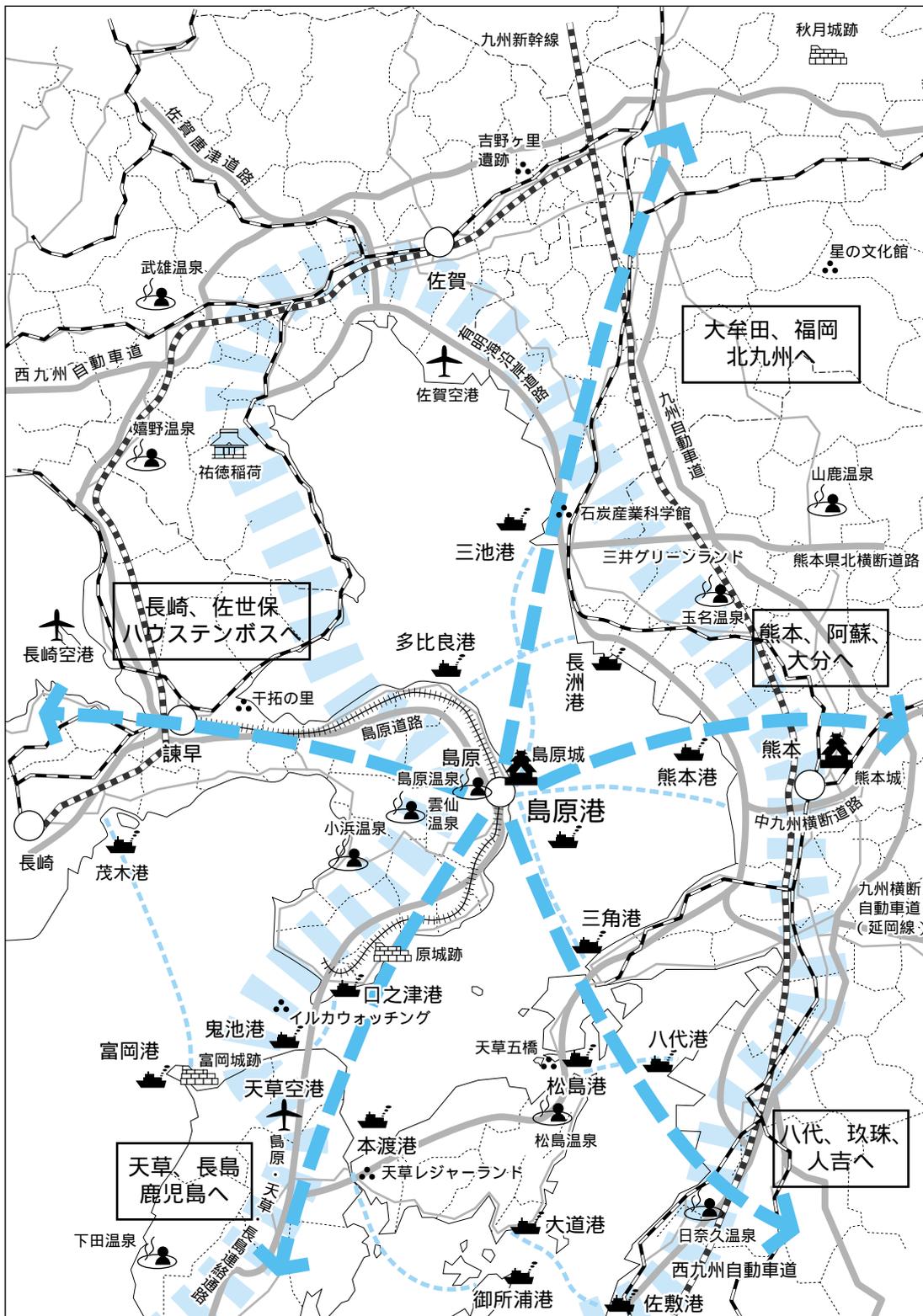
南部の中心市街地と北部の農業地域を結ぶ南北間のアクセスは、国道251号とグリーンロード（農業振興道路）がまだすロード（地域高規格道路）によって結ばれていますが、国道251号以外の幹線道路が中心市街地の辺縁部で分断されている状況があります。この南北間の導線の結節が最優先課題となります。東西については、舞岳を頂点として海岸部に向けて放射状に道路が整備されており、農業地域と山岳地域が密接に結ばれています。中心市街地については、西側には眉山がそびえ立っているため、東西への連絡道路は県道愛野島原線と眉山ロードしか見られません。眉山以東の中心市街地内部での東西の連絡道路が未整備であるため、今後は環状道路を含めた中心市街地内部の東西道路の整備も重点的に進めていきます。なお、市内に点在する観光交流拠点へのアクセスや観光交流拠点同士のつながりを強め、市内での移動性が高い都市構造を目指します。

また、市外とのアクセスについては、新市の北側と南側で幹線道路があり、北側では諫早方面と、南側では口之津方面、雲仙・小浜方面とつながっています。北側の諫早方面のルートとしては、国道251号とグリーンロードのほか県道愛野島原線などが海岸部から丘陵部にかけて均等に配置されていますが、南側の口之津・雲仙・小浜方面のルートについては、幅の狭い海岸沿いの平野部に集中しています。このため、これらの幹線道路が集まる島原外港付近～市街地中央部の交通混雑が著しく、バイパス機能を果たすがまだすロード（島原中央道路）の整備を目指します。なお、島原外港からは熊本、大牟田、三角の3方面にフェリー並びに高速船が就航しており、九州の東西を結ぶ交通の要衝となっています。現在では造船技術のハイテク化が図られ、高速・安全な船舶の供給が可能となり、これまで以上に海上交通の役割が高まる可能性があります。このことを考えますと新市と熊本・福岡県両県の都市はもとより、有明海沿岸都市間のネットワークの形成・強化が進んでいくものと思われます。その結果、人的交流や物流等、社会的にも経済的にも有明海沿岸都市ネットの拠点都市としての

機能をも果たすことが考えられ、これらの航路の維持・発展を図ります。

これらの現状をふまえ、新市の建設にあたっては、3つのゾーンと、3つの拠点、1つのベルトを配置して地域の整備を進めていきます。

環有明海交流拠点



3つのゾーン

① 自然環境保全ゾーン

自然環境保全ゾーンは、新市の南西に位置する雲仙岳一帯のゾーンです。ここは、新市の景観を形作るシンボルである3山、平成新山、眉山、舞岳があり、大部分が森林と火山地形で覆われています。これらの自然景観と、豊かな山の恵みを将来の世代に受け継いでいけるように自然環境保全ゾーンとして、開発を抑えて環境保全に努めます。その一方で、新市の主要産業である観光業や体験学習の活動の場としてこの地の活用を検討します。自然の保全と活用のバランスを考慮した地域整備を進めます。

② 農業振興ゾーン

農業振興ゾーンは、新市の西部に位置する平成新山と舞岳を頂点とする扇状に広がったゾーンと、水無川下流に広がる安中地区です。ここは、大規模な区画整理と、かんがい施設の整備によって長崎県下屈指の畑作農業と畜産農業地域となっています。これらの農業生産活動に対してさらに競争力を高めるべく農業基盤の整備に努めます。

③ 中心市街地ゾーン

中心市街地ゾーンは、新市の南東に位置する眉山の丘陵地から平野部にかけてのゾーンです。ここは、商業機能や交通機能、文教機能、文化機能、医療機能、官公庁等の各種の都市機能が集まる地域であり、新市のみならず島原半島の中核をなす中心市街地となっています。市外からの通勤や通学など多くの流入が見られ、買物や通院など生活の活動の場となっています。今後とも、島原半島の地域経済を支えるべく、広域的な活動拠点としての機能を果たせるようなアクセス道路や交通機能の整備を進めていきます。

3つの拠点

① 観光交流拠点

観光交流拠点は、新市の各所に位置する火山、史跡・景勝、公園、温泉、湧水、スポーツ、グリーンツーリズムなどの観光拠点です。特に、中心市街地ゾーンに位置する島原城から武家屋敷、鯉の泳ぐ町、白土湖などに見られる「歴史・湧水エリア」をはじめ、平成町・安徳・上木場・千本木に広がる「火山体験エリア」、白山・外港周辺の「温泉エリア」、百花台公園に連なる森岡周辺の「フラワーエリア」、舞岳周辺の「農業自然体験エリア」、平成町・上の原・霊丘・森岡・大野浜の「スポーツエリア」などは、新市の顔となるような地域的な広がりを持った公園として整備を図ります。また、各エリア同士のつながりを強めて、相互の補完を図るとともに、市内全域が回遊性の高い交流ゾーンになるように努めます。

② 交通拠点

交通拠点は、新市への広域的なアクセスを支える機能を持った港湾、バスセンター、鉄道の駅です。特に、熊本、大牟田、三角の航路を持つ島原外港と、高速バスや各方面への路線バスの結節点となっている島鉄バスターミナル、島原鉄道の島原駅などは、市外からの訪問者を市内各所へスムーズに送り出せるような機能を保持させる必要があります。

③ 生活拠点

生活拠点は、日常生活を送る上で必要な各種機能が備えられたエリアです。中心市街地に位置する森岳、霊丘、白山のほかに、有明、三会、杉谷、安中の集落の中心地を指します。この生活拠点では、日用品の買い物や金融機関、医療、福祉、教育などの日常生活に必要な機能の配置を誘導していきます。

1つのベルト

① グリーンフラワーベルト

グリーンフラワーベルトは、新市の交流を支える幹線道路で、特に地域を挙げて沿道の植栽や景観の向上を図ろうとする帯状のエリアです。各地区間・各生活拠点や観光交流拠点をつなぐ役割を果たしており、このベルトを中心に国や県、関係機関等と協議しながら沿道の植栽整備や街道花いっぱい運動、街道美化運動の活動を広げていき、おもてなしの環境を整えます。グリーンフラワーベルトは、観光交流都市を目指す新市のイメージを決定付ける重要なルートであり、環境美化や案内板の配置に特に留意することとします。

V 新市の施策

基本目標 1 自然と暮らしが調和する「半島の顔」となるまちづくり

1 豊かな自然と暮らしを守る 自然環境の保全

【基本方向】

有明海と雲仙・普賢岳の緑に囲まれた自然豊かな新市は、平成2（1990）年11月から平成8（1996）年6月までに至る雲仙・普賢岳の噴火活動で発生した火砕流や土石流によって、大きな被害を受け、自然の脅威を目の当たりにしました。

一方、時には脅威となり人間に牙をむく自然も、普段は私たちの生活に安らぎと潤いを与えてくれるかけがえのないものです。しかし、昨今の環境問題は年々深刻化しており、地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球的規模での環境問題を引き起こしています。そのような中、私たち人間は立ち止まって自然の大切さを再認識し、自然と向き合うことが必要な時期にきています。噴火災害を経験した新市だからこそ、豊かな自然に恵まれていることへの感謝の気持ちと、自然と共存していくことの大切さを知っています。

そこで新市では、環境保全政策を積極的に進めるとともに、環境教育・環境学習を推進し、住民だけではなく、企業、行政のそれぞれが環境に対する意識を向上することにより、一体となって自然環境の保全を図っていく体制を整えます。

【施策の方針】

（1）環境対策の推進

新市は日本有数の湧水のまちであるとともに、豊かな自然環境に恵まれています。しかし、今後も豊かな自然環境を守り育てていくためには、住民、企業、行政が一体となって、計画的に自然環境保全の取り組みを推進していくことが重要です。

そこで、新市のこれからの自然環境保全の指針を示すために、環境基本条例の制定を目指すとともに、環境基本計画の策定を進めます。そして、総体的な新市の自然環境保全活動の形成を図り、住民誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

また、雲仙・普賢岳の噴火により自然環境は多大な被害を受けました。しかし、火山噴火の遺構はそれ自体が観光資源となりえます。そこで、ネイチャーセンター等を中心とする地域の自然環境の保全を図り観光PRにもつなげます。

(2) 山林の保全

雲仙・普賢岳の山々は噴火に伴い長期にわたり発生した火砕流によって、豊かで広大な森林を焼失しました。さらに、火山灰の影響で森林の生育に支障をきたしています。森林は治山・治水などの多面的な機能を果たすものであり、土砂災害から住民の生命・財産を守るために必要なものです。また、国土保全や水源涵養機能、自然景観の構築の面からみても重要なものです。

そこで、新市はすべての住民が安心して暮らせるよう、森林環境の保全・育成を図ります。なお、近年大きな課題となっている松くい虫被害対策についても実施します。

図表V-1 自然環境の保全に関する施策一覧

生活基盤	
施策の大綱	主要事業メニュー
1. 豊かな自然と暮らしを守る（自然環境の保全）	
(1)環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本条例策定推進 ・自然保護・環境保全活動の支援 ・こどもエコクラブの活動支援
(2)山林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境の保全 ・松くい虫被害対策

2 快適で利便性の高い都市をつくる

都市基盤の整備

【基本方向】

主要な国道、県道、市道等の改良・整備を促進し、各地域間を結ぶ循環型の道路網を整備するとともに地域住民の各世代にあった生活道路の改善に努め、美しい自然と調和した景観づくりにも取り組みます。

また、昔ながらの情緒あふれる街なみを残しつつ中心市街地の整備を進め、活気ある市街地を創造するとともに、地域住民の日常生活の足や新市を訪れる観光客の足となる公共交通機関の利便性の向上に努めます。

さらには、上水道と生活排水処理施設を整備し、市民の衛生的で健康的な生活環境の改善に取り組むとともに、美しい海や川を水質汚濁から守るように努めます。

【施策の方針】

(1) 道路の整備

住民生活の利便性向上や産業の発展において、道路網は最も重要な基盤の一つです。

新市において、主要幹線道路は国道57号と国道251号が存在するものの、先の普賢岳噴火災害の際には、道路網の不足による地域生活の危うさが明らかになりました。よって、今後は新市の新たな主要道路となるであろう、新市の中央付近まで南北に延びているグリーンロードとこれに直結するがまだすロード（地域高規格道路島原中央道路）の整備促進、国道251号の道路拡幅について国や県に早期実現を要望し混雑緩和を図ります。さらに、生活道路における側溝や舗装の改修を行い、地域住民の生活道路改善に努めます。

また、道路整備に際しては、国や県、関係機関等と協議しながら美しい自然と調和するように景観にも配慮し、清掃や草刈り等による既存の道路環境の整備や、地域コミュニティ活動の一環として行われている「街道花いっぱい運動」や「街道美化運動」の活動を支援します。

さらに、急速に進む高齢化社会において、高齢化に対応した生活道路の整備についても検討を進めます。

（2）公共交通の整備

新市においては、島原鉄道やバスなど公共交通機関はあるものの、利便性の面においては改善すべき点が多々あります。今後は関係機関と協議しながら、島原鉄道を利用したJRの乗り入れや地域住民のニーズに対応したダイヤ改正、駅の新設等の検討を行い、地域一帯の利便性向上に努めます。

また、生活サービスの向上に関連して、利用者が減少基調にある生活バス路線については、今後、コミュニティバスの運行も検討していく必要があります。さらには、観光都市である新市において、観光名所を回るサイトシーイングバス（観光周遊バス）の運行も検討します。

（3）市街地の整備

新市における市街地の整備は、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、新市全体の一体的かつ計画的なまちづくりを目指し、都市計画区域の見直しを検討していきます。

また、新市の市街地周辺は道幅が狭く、一方通行の道路が多いなど、火災時などにおける緊急車両の通行に支障をきたしている地域が数多くあります。このような地域は都市の再生・再構築を図る観点から、市街地の改善のため土地区画整理事業等の市街地開発事業を推進していきます。

新市の中央部には6つの商店街があり、中でも750mのアーケードは全国有数の長さを誇っています。しかしながら、モータリゼーションの進展により、郊外的大型店への集客が顕著に見受けられます。

中心市街地の整備改善にあたっては、「中心市街地活性化基本計画」により、中心

市街地の魅力向上を図るため、市街地の再生と街なみ環境整備事業を活用した中心市街地再整備事業の推進を図ります。

さらに、平成13～17年度にかけての事業として「街なみ環境整備事業」があります。これは、住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりや潤いのある住宅地区の形成のため、市及び土地所有者に対して国等が必要な助成を行うことを目的として始められたものです。

今現在の対象地域は、「鯉の泳ぐまち」地区や「七万石坂街づくり」地区、「上の町街づくり」地区ですが、今後は森岳商店街や武家屋敷周辺までの展開を予定しており、さらなる新市街地づくりに努めます。また、地籍調査事業に取り組み効率的な土地利用の推進を図ります。

(4) 上水道環境の整備

上水道は、住民の日常生活や産業経済活動にとって、不可欠なライフライン機能を果たしております。新市は、限りある水資源を有効に利用し安全でおいしい水を、安定的に供給するための体制づくりに取り組んでいきます。

昨今の社会経済情勢にあって、上水道の使用水量や給水人口は減少しており、給水収益の増加が望めない状況にあるため、効率的な事業運営に努め経営の健全化を図ります。

水道の普及率は97%と高くなっていますが、水道施設は数十年も経過し老朽化しているため施設の効率的な改修を行うなど、管理体制の強化を進めます。

(5) 生活排水処理施設の整備

下水道事業は、快適な市民生活のための環境づくりや、公共用水域（海や川など）の汚濁防止にとって欠かすことのできない重要な課題です。

新市においては下水道をはじめ集落排水事業やコミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等、財政状況や地域の環境を考慮しながら推進していきます。

し尿の処理については、現状が処理能力以上の量を受け入れている状況にあります。そこで、さらなる収集量増加に対応するため、汚泥再生処理センターの改築もしくは建替を推進していきます。

図表V - 2 都市基盤の整備に関する施策一覧

施策の大綱	主要事業メニュー
2. 快適で利便性の高い都市をつくる（都市基盤の整備）	
(1)道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の改善 ・街路緑化・美化の推進 ・高齢社会に対応する生活道路の整備
(2)公共交通の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性向上に向けた検討 ・コミュニティバスの検討 ・サイトシーイングバスの検討
(3)市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の再編 ・市街地の再開発 ・中心市街地の整備 ・美しいまちづくり推進事業 ・地籍調査事業 ・街なみ環境整備事業の推進
(4)上水道環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の適正な維持管理 ・水源と水質の確保 ・水道事業の健全化
(5)生活排水処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道・合併処理浄化槽等整備 ・汚泥再生処理センター建設事業

3 安全・安心と安らぎの環境を整える

防災対策等生活環境の整備

【基本方向】

美しい自然環境に囲まれつつ、市民生活を快適に過ごせるように、公園・緑地の整備等を図ります。

また、循環型社会・環境調和型社会を実現していくために、再生産可能な木材を積極的に利用するとともに、リサイクルや適正な廃棄物処理を推進し、地球環境・地域環境に配慮した施策の積極的な展開に努めます。

さらには、情報化の恩恵が市民に行き渡り、快適で便利な暮らしができるように、各種の情報ネットワーク基盤を整備し、これらを利用した防災対策も強化するとともに地域情報の発信に努めます。

【施策の方針】

(1) 公園・緑地の整備

新市は、緑と湧水・清流に恵まれており、歴史的に価値ある民家なども国の文化財

として登録されている情緒あふれる地域です。今後は、公園の適正配置や市民の手による計画と管理体制を踏まえた「まちじゅう公園づくりマスタープラン」の策定を推進します。マスタープランでは、現在整備されているネイチャーセンターや雲仙岳災害記念館などの火山公園に加えて、新しく有明の森フラワー公園や舞岳ふれあいロードなどを核とした自然公園、ひょうたん池や舞岳源水など新市の象徴である水を生かした親水公園等の整備を検討します。また、雲仙・普賢岳砂防指定地の利活用について国や県、関係機関等と協議しながら整備を検討します。さらに新市の歴史的遺産である島原城や武家屋敷周辺の歴史公園及び、新市の観光のメインである温泉を利用した温泉公園整備への検討を始め、余暇活動や交流の場である総合運動公園、有明の森運動公園の整備を検討します。

また、地域住民が自ら管理し整備をおこなっていくコミュニティ公園づくりも推進し、地域コミュニティ活動の一環としての公園美化運動についても支援します。

(2) 情報・通信の整備

新市の情報システムは、防災行政無線の設備更新が最大の課題となっています。更新にあたっては、これまでのような一方的な防災情報の伝達でなく、情報化時代に対応した双方向性の機能を有する新しい情報通信システムの導入を検討する必要があります。また、防災のみならず一般的な行政情報の伝達も視野に入れた総合的な地域情報化システム（地域イントラネット）の構築を進め、福祉や教育、広報・広聴をはじめ、情報公開や地域コミュニティ活動等の幅広い用途での活用を図ります。市民サービスについては、現在の庁内 LAN システムの拡充や、本庁と支所、各施設等のネットワーク化（庁内イントラネット）を構築し、より迅速かつ効率的な事務処理を図ります。

(3) リサイクル環境の整備

新市においては、伐採した樹木や雑草などをすべて回収し、将来的には堆肥化を目指し再利用したいと考えていますが、破碎機や運搬に過大なコストがかかり難しい状況にあります。このような現状を踏まえ、樹木や雑草を含めたあらゆる一般廃棄物の処理に対して、廃棄物処理法にのっとった「ごみ再資源化計画」の策定を推進します。

また、ごみの分別収集について力を入れて取り組んでいますが、受入施設の容量不足や回収のコスト高等の課題があります。今後は、回収拠点の容量拡大や回収コストダウン、配送システムの見直し等、課題解決に向けたごみ分別収集システムの構築を図ります。

さらには、コンポスターの導入や「電動生ごみ処理機」に対する補助をおこなって

いますが、今後とも補助を続けることにより、生ごみ堆肥化の推進を図ります。

(4) 住環境の整備

新市の住宅環境においては、先の雲仙・普賢岳噴火災害により住宅の需要が一時期拡大しましたが、現在は、噴火災害も終息したため特需はなくなりました。しかし一方で、少子化による人口減少及び核家族化の進行によって、世帯数は増加傾向にあることから住宅に対する需要は引き続き微増傾向を維持していくと思われます。

新市の市営住宅に関しては、耐用年限の2分の1を超えているものが数百戸みられ、今後の対策が必要となってきています。そこで、住宅再生マスタープランの策定と共にストック総合活用計画を策定し、市営住宅の整備促進を計画的に進めていきます。市営住宅の建替え・改善整備にあっては、CATVの引き込み等を始め、情報化への対応を図ります。

なお、高齢者対策については、建替えの住宅を中心に段差をなくしたり各所に手すりを付けたり、また、より質の高い快適で利用し易いデザインを採用したり、使い勝手の良い設備を導入するなど十分配慮していきます。また、火葬場の建設、雨期や台風期に浸水被害等が発生する地域にあっては、安全で安心して生活できるようその防止に努めます。

(5) 消防・防災・交通安全の推進

新市においては、より高度な防災・行政情報の伝達システムの確立を図ります。また、自主的な防災訓練などには積極的に支援を行い、地域消防・防災対策機能の強化を図ります。

一方、防火設備の整備で防火水槽の改良を行っています。現在保有する防火水槽はむき出しになっている状態のものが多く、将来的には地下式に変更していきたいと考えています。改良すべき防火水槽が多くあるものの、市民の安全を確保するために、地下式防火水槽整備の推進を図ります。

交通安全に関しては交通安全施設(歩道等)の整備を図るとともに、交通安全教育・指導を強化し、市民の安全に対する意識の高揚を図るとともに地域のリーダーを育てます。さらに、地域コミュニティ活動の一環として、パトロールなどの防犯対策の充実を図ります。

(6) 河川・海岸・砂防等の整備

自然災害に強い安全で住み良いまちづくりを図るためには、河川・海岸・砂防等の整備等、防災対策が大変重要です。特に雲仙・普賢岳や眉山においては噴火時の火山灰が現在もなお山腹に堆積しており、土石流や河川の氾濫等に備え水無川や中尾川等の継続した河川・砂防対策が必要です。また、高潮対策を始め海岸等の整備を図り背後の防災に努める必要があり、特に常時崩壊を繰り返している眉山等については、治山事業の継続的推進を図る必要があります。今後ともに、砂防施設の整備を始め治山・砂防ダムの土砂災害防止機能の強化を図り、豊かな自然と暮らしを守ります。

なお、これらの事業については、円滑な実施を図るため国・県・市等、関係機関等の緊密な連携と協議が特に重要です。

一方、美しく豊かな有明海に面している新市にとって、有明海は住民の生活の一部としてなくてはならないものであり、全国に誇れる貴重な財産です。また、水の都として情緒を深めている新市にとって、水は象徴的な役割を果たしています。

そこで新市は、水の都の名にふさわしく、住民がより身近に海辺に親しめるような護岸や親水空間等、子どもからお年寄りまでのすべての住民が安心して遊べる憩いの場が提供できるよう努めます。

図表V - 3 生活環境の整備に関する施策一覧

施策の大綱	主要事業メニュー
3 . 安全・安心と安らぎの環境を整える（防災対策等生活環境の整備）	
(1)公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・まちじゅう公園づくりマスタープランの策定 ・美しいまちづくり推進事業 ・街なみ環境の整備促進
(2)情報・通信の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化推進基本計画 ・地域イントラネット整備事業 ・庁内総合情報システムの構築
(3)リサイクル環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ再資源化計画策定 ・ごみ分別収集システム ・生ごみ堆肥化支援
(4)住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅ストック総合活用計画策定（老朽住宅建替・改善・情報化） ・火葬場建設事業 ・高齢者向け住環境対策推進
(5)消防・防災・交通安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・行政情報伝達システムの構築 ・地域消防・防災対策機能の強化 ・防火設備の整備 ・交通安全対策 ・防犯対策
(6)河川・海岸・砂防等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸及び河川の整備 ・砂防施設の整備 ・親水空間の提供

基本目標2 健康で誇り高く暮らせる「人財重視」のまちづくり**1** 健康で生きがいある生活を支える

保健・医療・福祉環境の充実

【基本方向】

保健・医療・福祉は人々の健康で安定した生活を最低限保障するだけのものではなく、より豊かな人生を送れるよう支える制度です。また、何よりも人と人とのつながりを中心として成り立っているものです。これまでは保健・医療・福祉の各分野がそれぞれ単独で施策を展開してきましたが、これからは各分野が相互に連携することで一体となり、総合的に住民の生活を支えていく地域に根付いた体制づくりを進めていきます。そのため、地域コミュニティの協力を得ながら、子どもから高齢者までの住民一人ひとりの生活を向上させるために住民のニーズを的確に把握するシステムの構築を検討します。

【施策の方針】

(1) 保健・医療の充実

安定した保健・医療の確保は国民健康保険制度が柱となり円滑に運用されてきました。しかし急速な高齢化の進行にともない、老人医療費が国民健康保険の財政を圧迫するという状況になっています。そこで、新市では総合的に保健・医療の問題に取り組み、国民健康保険制度の適正運用に努めます。また、住民が豊かで生き生きとした生活を送るためには、自らの健康は自らで守っていくという住民の意識改革が必要不可欠です。そうした住民の健康づくりを支援していくために、健康増進を図ることを目的とした指導を行っていきます。さらに、施設機能を整備した保健センターを拠点として、検診、相談窓口などの機能を充実させ住民一人ひとりの健康づくりに積極的に関わることで、生涯を通じた各種健康サービスの充実を図ります。

一方、小児診療体制、休日や夜間診療などの救急医療体制においては、住民が安心して速やかに適切な医療サービスを受けられることができるよう、関係機関と協議し、きめ細かい医療体制の充実に努めます。

(2) 子育て支援の充実

近年、核家族化や共働き家庭の増加、完全学校週5日制の導入など子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。そうした環境の変化にともない、家庭での

子育て機能が大きく低下していくにつれて、子育てを見守り、時には協力することができる地域社会の存在が求められるようになりました。新市では、地域と連携し子育てをする側に立った地域密着型の保育システムの構築を目指し、子育てサークルの支援、時間外保育などの体制充実を図り、共働きをはじめ各家庭の就労実態に応じて、子どもを安心して育てることができる支援体制の整備に努めます。さらには、ひとり親での養育や近所に育児相談ができる人がいない、また、不登校、暴力や虐待等があり、子育てに不安を抱えている家庭に対しては、その支援体制を整えます。

他方、出生数は年々低下しています。1980年代後半には年間約650人程度であったのが、1990年代後半には年間約450人程度と200人あまり減少しています。今後の少子化対策としては子どもを育てやすいように配慮するとともに、各種優遇措置の導入等を行って子どもを産みやすい環境を整えます。

(3) 高齢者福祉の充実

新市における平成12年度の高齢者のいる世帯及び高齢者単身世帯数は9,284世帯であり、総世帯数16,942世帯に対する割合は54.8%にも上ります。平成2年度の割合が43.6%であったことから今後もこの割合は高くなっていくことが予想され、各家庭だけで介護を担っていくことが非常に難しくなっていきます。そのため高齢社会へ対応するためには、高齢者を社会全体で支えていく仕組みを構築する必要があり、平成12(2000)年4月に介護保険制度が導入され運用が開始されました。しかし、住民の制度に対する理解度は必ずしも高いとはいえない部分もあり、理解を高めるための更なる努力が必要です。

新市では、関係機関との十分な連携のもと介護保険制度が更に認知され信頼を得られるよう、介護サービスの質の向上を目指し、高齢者の生活に安心を与えることができる体制の構築に努めます。

また、高齢者が健康で自立した生活が送れるよう、地域の資源などを有効に活用した健康づくりにつとめるとともに各種福祉施策の充実を図ります。

一方、社会に対する高齢者の役割は非常に大きくなっています。これからの高齢化社会には「生涯現役」という発想が必要であり、高齢者の長年培ってきた優れた知識や経験を地域の貴重な財産として共有し、地域の活性化につなげることが求められています。そこで、高齢者には積極的な地域社会参加を促し、次の世代に直に接して知識や経験を伝える機会と場所を提供する等、世代間交流の体制の充実を図ります。

(4) 障害者福祉の充実

障害のある人については、社会参加と自立を促進する意味からも、それぞれが有する能力を最大限に発揮できるような技能の訓練・習得のための機会の充実に努めると

ともに、社会参加・交流を促進するため障害のない人との交流の場の拡大を図ります。

また、障害の早期療育を行うための地域療育体制の推進や、安心して日常生活が送れるような訪問介護や日帰り介護など在宅福祉施策の充実等、各種支援の充実を図ります。

(5) 社会福祉の充実

現在のように人それぞれが自分のライフスタイルを持つ社会へと変化していくにつれて、当然福祉に対するニーズは多種多様化していきます。住民一人ひとりに満足いく福祉サービスを提供するためには、住民の要望を的確に捉えていく必要があります。そのため、福祉ニーズを把握するシステムの体系づくりの確立に努めるとともに、積極的に福祉サービスに民間の活力を導入して住民がより質の高いサービスを受けることができるよう努めます。

また、互いに助け合い支え合う地域福祉活動の連携システムの構築を検討します。それぞれの地域コミュニティが相互に連携を図りながら、自らの手で地域を創造できるように積極的に働きかけ支援します。

図表V - 4 保健・医療・福祉環境の充実に関する施策一覧

生活サービス	
施策の大綱	主要事業メニュー
1. 健康で生きがいある生活を支える（保健・医療・福祉環境の充実）	
(1)保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険制度の適正運用 ・各種健康サービスの充実 ・救急・広域医療体制の充実 ・小児診療・休日・夜間診療体制の充実
(2)子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実 ・子育て支援 ・少子化対策 ・ひとり親家庭への支援
(3)高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の適正運用 ・高齢者生活支援 ・在宅福祉施策の充実 ・生きがい対策の強化
(4)障害者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援の充実 ・障害者福祉施策や障害児教育の充実 ・在宅障害者支援対策の充実
(5)社会福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ニーズの把握 ・福祉サービスの民間活力の導入促進 ・地域コミュニティと社会福祉の連携システムの検討

2 生きる力と創造力を持った人を育てる

教育・文化環境の充実

【基本方向】

核家族化、少子化、共働き家庭の増加など子どもたちを取り巻く社会環境の変化が、子どもたちの心身の成長に様々な影響を及ぼしています。教育の現場では、「いじめ」、「不登校」などの問題が増加し、子どもたち一人ひとりの心のケアが必要とされるようになりました。そのような中、豊かな心を持ち、たくましく生きぬく力を身に付けた子どもを育成することが重要視されるようになりました。そのため新市では、基礎学力の定着・向上に加えて、体験学習を積極的に実施していくことで、子どもたちの「生きる力」を学校だけではなく地域と連携・協力しながら育み、学校教育の充実に努めます。

一方、インターネットの普及などにより、誰もが簡単に情報を手に入れることができるようになりました。こうした情報化社会への突入は、誰もが時間・場所を気にせず、自由に学習機会を選択し学ぶことを可能にしました。この社会の変化を的確に捉え、住民一人ひとりが生涯を通じて、自ら自由に学び、学ぶ楽しさを発見できるように生涯学習の推進に努めます。また、心身ともに健全にしてくれるスポーツ活動を推進し、すべての住民が積極的に健康づくりを行えるよう環境の整備に努めます。

なお、新市は歴史的に価値がある文化財を多く所有しています。再度、地域の文化財の価値を見直し保護していくとともに、これらを活用した地域づくりを検討します。

【施策の方針】

(1) 学校教育の充実

現在、教育にとって最も重要なことは、一人ひとりの子どもたちに「生きる力」をつけることであり、そのためには「豊かな人間性の育成」とともに、「確かな学力向上」を図ることが必要です。

「豊かな人間性の育成」には、学校、保護者、地域社会の連携した取組が必要であり、新市では豊かな地域の風土の中で、地域で子どもを育てるという視点に立った学社融合を推進します。このことにより、子どもたちが家庭、学校だけではなく地域とも関わりを持つことで、適切な人間関係を築く力や社会性を育みます。

また、地元のすばらしい人材や地域の歴史・文化財、自然を学習材として有効に活用するとともに、「舞岳山荘」を利用するなどして自然体験、生活体験等の機会を充実することにより、特色ある学校づくりに努めます。

「確かな学力の向上」のために、少人数指導や習熟の程度に応じた指導等、個に応じた指導の充実を図るとともに、教職員研修の充実による指導力の向上並びに ALT の配置などの指導体制の充実を図ります。さらに、安全で快適な学校生活が送れるように、老朽化対策を図るとともに、情報化・バリアフリー化等にも配慮した学校施設の整備を計画的に行います。

また、地域に密着したボランティア活動や花いっぱい運動等の美化活動を通して、子どもたちが生きた環境に触れられるような学校教育を推進します。

(2) 生涯学習の充実

社会の成熟化に伴い生活・教育水準の向上、自由時間の増大、価値観の多様化などから、年齢に関係なく自ら課題を見つけ、新しい知識や技術を学び、より豊かな人生を送ることが重視されはじめました。そのような中、平成2（1990）年に生涯学習振興法が成立し政策的に取り組みられるようになったことで、生涯学習が注目されはじめ、人々の学習意欲も高まっています。生涯学習とは、誰もが時間や場所の制限を受けず、気軽に学習機会を選択して学ぶことができるものであり、自己の充実を図ることを目的としたものです。学んだ成果を児童生徒の健全育成や地域社会の発展に生かすことは、社会的にも意義のあることであり、自己の生きがいにもつながります。そこで新市では、住民一人ひとりが人格や価値観を尊重し、豊かで充実した人生を送れるように生涯学習社会の実現を図ってまいります。

また、少子化や核家族化など子育てを支える環境の変化や、育児不安の増大や児童虐待の急増など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、学校・家庭・地域社会が一体となって子育てに取り組むことが急務となっています。そのため、家庭や地域の教育力の向上を目指した講座や研修会を実施するとともに、地域ぐるみの子育てを主眼に、「青少年の体験活動」「大人が学び合う学校」「学校と地域社会の連携や融合」の3つの柱からなる「市ココロねっこ運動」を推進してまいります。

さらに、公民館、町内会や自治会公民館、学校、民間施設などの現在ある施設をより有効に活用し、住民が積極的に参加するような魅力ある教室・講座を開講し、その充実に努めるとともに、学んだ成果が有効に生かされる場所の提供に努めます。

(3) 文化活動・スポーツの充実

新市には国指定史跡の「旧島原藩薬園跡」、県指定天然記念物の「有明町の大樟」など歴史的遺産があり、全国に誇れる素晴らしい地域文化があります。この地域文化を今に伝える文化財を保護していくとともに、学校教育や生涯学習、さらには新市を

アピールする観光資源としても積極的に活用していくことに努めます。また、文化財を展示することで、住民や観光客が閲覧でき、新市の歴史を知ることができるような施設の整備に努めます。

一方、近年の健康志向の高まりによって、気軽にスポーツを楽しむ住民が増えています。スポーツの種類も多様になり、住民のスポーツをする目的も肉体的なトレーニング目的のものから心身の癒し効果を期待したものなど様々です。そこで、子どもから高齢者までの各世代それぞれと一緒にスポーツを楽しめるように団体活動を支援し、イベントを積極的に開催することでスポーツ活動の充実を図るとともに、施設の整備を行いスポーツがしやすい環境を整えます。

さらに、全国的なスポーツ大会・スポーツ合宿を積極的に招致し、スポーツを通して他地域との交流を図ります。また、住民がレベルの高いスポーツを身近に観戦し刺激を受けることでスポーツ人口を増やし、スポーツの盛んな市としてのイメージを全国に印象づけ、さらなる新市のスポーツ振興を図ります。

図表V - 5 教育・文化環境の充実に関する施策一覧

施策の大綱	主要事業メニュー
2. 生きる力と創造力を持った人を育てる（教育・文化環境の充実）	
(1)学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種体験学習の推進 ・国際化、情報化等各種教育の推進 ・地域や学校間の連携強化 ・教育指導力の向上 ・教育環境の整備
(2)生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進計画の策定 ・生涯学習教室や文化講座の開催 ・生涯学習施設の充実
(3)文化活動・スポーツの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化の振興 ・文化、スポーツ施設の整備 ・文化財の保護と活用 ・スポーツ活動の充実 ・スポーツ大会等の招致

基本目標3 「農漁商観」が融合した活力ある 「交流産業」をつくりだすまちづくり

1 「農漁商観」が融合した活力ある産業を つくる

産業の振興

【基本方向】

農業や漁業、商工業や観光業等、様々な産業を有機的に結び付けて新たな価値を創造し、市域外の市場で勝負できるような魅力ある商品の開発と情報発信を進めていく必要があります。域外から訪れる来訪者にも十分な魅力ができ、さらなる来訪を促せるような「交流産業」の育成を図っていく必要があります。そこで、地域の主力産業である農業と観光業を柱にして、産業間の連携を図るしくみを検討します。

また、情報化や循環型社会への移行といった時代のニーズを汲み取りながら、地域に合ったコミュニティ・ビジネスや新産業の創出、新規参入の支援に努め、就業支援を図ります。さらには、各産業における商品のブランド化を図り、地域一体となつての産業の振興に努めます。

【施策の方針】

(1) 農林業の振興

新市は県内有数の農業地帯です。農業産出額は、平成3（1991）年の雲仙・普賢岳噴火災害で一旦減少したものの、現在では施設型野菜の急速な伸びを背景に増加に転じています。また、農家数は減少しているものの専業農家数は平行線をたどっており、県内でも高い水準を維持しています。今後も農業を維持し振興するために、農業従事者の確保に努め、後継者対策として新規就農者に対する支援、女性の農業経営や関連する活動への参画を促すなど、多様な担い手の育成を図ります。また、新市の主要作物である大根や白菜、人参、ぱれいしょをはじめとした特定作物の産地形成を推進するとともに、ほ場整備やため池整備を行なって生産基盤の充実を図り生産性を高めます。一方ITを活用した効率的な農林漁業の展開や農山漁村の生活環境の向上、都市と遜色ない情報基盤の実現を目指すため、「e-むらづくり計画」の策定に努めます。

また、緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動（グリーンツーリズム）の研究と推進を図ります。

他方、畜産については肉用牛、酪農、養豚、養鶏等の施設の整備を図るとともに、環境に留意した家畜糞尿処理施設の設置を行い、耕種部門との連携を図った循環型システムの確立を推進します。

新市の森林面積は3,657haで、全土地面積の44%を占めています。このうち、民有林は3割、国有林は7割を占めています。これらの人工林は40年生以下の若齢林分が多く、保育、間伐を適正に進めることが重要となっています。樹種では良質なヒノキの割合が高く、「長崎ヒノキ」としての銘柄化、産地化を進めていきます。このほか、雲仙・普賢岳噴火災害復興の一環として菌床生シイタケの生産を行い、特産林産の振興を図っています。

また、雲仙・普賢岳の噴火により火砕流、土石流の多大なる被害を受けました。しかし、森林は国土保全や地下水の涵養機能の面からも、自然景観の構築や市民活動の面からも重要なものであり、一層の治山対策への取り組みが必要となってきます。これからは、治山事業や保安林、水源涵養林の整備を推進するとともに、森林の適切な管理に努めます。

(2) 水産業の振興

新市は有明海に面し優良な漁場を有しています。しかしながら、近年は水質悪化等による水産資源の減少が大きな課題となっています。さらには、漁業従事者の高齢化や後継者不足なども厳しい局面を迎えています。そのため、新市の特産物となる「がんばん」や「がね」等の種苗放流などによって、水産資源の回復・増大を図り、また、海苔・昆布・わかめ等の養殖業を推進します。

また、漁場環境の改善と漁場造成により漁場生産力の回復を図ります。さらに、荷さばき所や直売所、保管輸送施設などの漁業関連施設の整備支援を図り、新市の海産特産物づくりを推進します。

同時に、「e - むらづくり計画」の策定に努め、また、漁村での生活体験や漁業体験など地域との交流を深めながら、心と体をリフレッシュさせる余暇活動（ブルーツーリズム）の研究と推進を図ります。

(3) 商工業の振興

新市の商業は、モータリゼーションの進展による生活圏の拡大及び郊外型大型店舗の立地により、厳しい状況に置かれています。その上に、商圈人口の減少、高齢化の進展、噴火災害による観光業の低迷等、経営基盤が狭められている状況にあります。新市の商業振興にあたっては、「中心市街地活性化基本計画」に基づき、商業の活性化を図るため、商店街共同事業としての環境基盤整備や空き店舗の有効活用、購買促進事業について関係団体と協議検討を行い、中心市街地の活性化に向けた支援策について検討していきます。また、金融支援制度の充実やまち全体の運営管理とまちづくりのための総合調整などを推し進める「TMO」の設置について検討していきます。

一方、製造業については現状では食料品、衣料品、水産加工品が中心ですが、地元の地域資源や産業集積の利益を活用できる業種を中心に誘致活動を行うなど、継続して振興を図っていきます。

(4) 観光業の振興

新市の地域産業を考えると、観光業は最も発展が期待できる産業の一つといえます。雲仙・普賢岳の噴火により減少していた観光客も徐々に戻りつつありますが、現状では新市が有する美しい自然や温泉資源に見合うだけの十分な集客はみられていないといえます。

今後は新しい魅力の一つとして、雲仙岳災害記念館を中心に平成新山の景色や噴火災害の遺構、火山関係の施設や各種の防災施設などを一つの野外博物館としてとらえ、体験・学習しながら火山とかかわりあうことのできる空間を提供すること（平成新山フィールドミュージアム構想）や、温泉等の地域資源を活かしつつ、地域の景観やおもてなしの心を醸成して、地域全体で来訪者を気持ちよく迎え入れるような体制やしきみづくりを進めていく必要があります。

その一つとして、街なみ環境整備事業による景観整備や街路花いっぱい運動などの環境美化運動の充実を図り、新市全域を魅力ある地域にしていきます。また、物産館等を含めた域内の観光施設の整備や宿泊施設の受入体制の整備を進めるとともに、観光ルートのマップ作成や観光情報システムの構築、ボランティアガイドの育成をはかり、訪問者の回遊性を高め、滞在時間の延長と来訪頻度の増加を目指します。

また、観光資源の目玉として、地域に継承されている郷土料理や名物料理に注目し、「食」を生かしたまちづくりを目指します。農家・漁家・飲食店やホテル等が一体となって、地元の食材を使った郷土料理の提供システムの構築を推進するとともに、新たな特産品の開発支援を進めます。併せて、平成新山フィールドミュージアム構想の実践として、誰でも気軽に参加できるような雲仙岳災害記念館を利用した火山体験・学習メニューや、島原の自然を利用した自然体験、島原城や武家屋敷などを利用した歴史文化体験や農業体験（グリーンツーリズム）、漁業体験（ブルーツーリズム）、工芸体験、食体験（がんば、がね、具雑煮等の郷土料理）など、観光客に感動を与える体験型観光メニューを充実させるなど、地域独自の観光資源や観光ボランティアガイド・体験インストラクターなど人材の育成に努めるとともに、観光PRの継続的な推進を図ります。

(5) 企業誘致及び新規起業・就業の支援

近年、新市は雇用労働の場が少なく、若者の流出が増加しています。高齢化が進む

新市において、将来の担い手である若者の流出を防ぐべく、雇用確保のための企業誘致やコミュニティ・ビジネス等、地域の社会環境に合った新しい起業支援を推進します。同時に農業・漁業後継者を育成するとともに、商・工業関係従事者の能力向上を図られるよう努めます。

図表V - 6 - 1 産業の振興に関する施策一覧

生活活力	
施策の大綱	主要事業メニュー
1. 「農漁商観」が融合した活力ある産業をつくる（産業の振興）	
(1)農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業基盤整備 ・農産特産品づくりの促進 ・環境保全型農業の推進 ・グリーンツーリズムの研究と推進 ・後継者育成対策の強化
(2)水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業基盤整備 ・ブルーツーリズムの研究と推進 ・海産特産物づくりの推進 ・陸上養殖の推進
(3)商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画の推進 ・TMOの設立及び実施事業に対する支援 ・金融支援制度の充実 ・中小企業経営近代化の推進
(4)観光業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・観光PRの継続的展開 ・フットパス・サイクルパスの整備 ・体験型観光メニューの充実 ・郷土料理提供システムの構築支援 ・特産品の開発支援 ・新たな源泉の掘削 ・美しいまちづくり推進事業 ・温泉を活用したまちづくりの検討 ・観光ボランティアガイドの育成支援 ・人材育成の支援
(5)企業誘致及び新規起業・就業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新規起業の支援 ・企業誘致の推進 ・雇用労働対策の推進

2 地域の個性と魅力を磨いて交流を促進する

連携・交流の促進

【基本方向】

社会生活、経済、文化など、あらゆる面での活力のある地域をつくるには、本地域を他地域の人々が絶えず訪れる交流の場とすることが必要です。新市は、平成新山や温泉といった観光資源を有しており、交流の場としては最適です。その交流の場を生

かしていくためには、新市の住民が連携し、一体となって魅力ある地域をつくっていかねばなりません。

また、地域性の異なる人々との交流を進めることによって、お互いの魅力を共有することによる新たな発想や地域の特性を再発見することができます。

よって、新市の活性化および更なる発展を目指すため、他地域との連携・交流の促進を図ります。

【施策の方針】

(1) 地域ブランドの確立

新市は、県内有数の農業地帯であり、人参、大根・白菜は全国でも有数の収穫量を誇っており、国の指定産地になるほどです。また、有明海の特徴ある魚介類が水揚げされており、灰干しなどの水産加工も行われています。これらについては、域内での流通・販売も行われておりますが、域外への出荷も多いことから今後は更に域内での流通・販売に力をいれ、地産・地消の推進を図ります。また、これらの作物や水産物を利用した地元特産品の開発支援にも力を注ぎます。

さらには、新市の物産、観光情報を提供し、交流ネットワークの形成を図るため、主要都市にアンテナショップを設置することを検討します。また、市外在住の新市出身者のネットワークの形成を図り、地元出身者の会との交流を支援します。

(2) 交流活動の推進

新市では、国内における姉妹都市・兄弟都市として友好を図っている都市との交流をなお一層推進します。さらに、急速に進む国際化に対応するため、外国語や各国の歴史を学ぶと同時に、実際の経験を通じて外国の文化・生活への理解を深め、国際感覚にあふれる人材を育成し、外国の人々との交流を通じ、国際交流を推進します。また、外国との友好都市締結等も検討していきます。

また、スポーツ分野においても多様なスポーツ活動が盛んで、各種のスポーツ団体も増加しており、質的にも向上しています。最近では、施設が充実しているということもあり、九州学生駅伝をはじめ、各種の県大会や九州大会なども行われています。今後は全国規模のスポーツ大会の誘致を推進するとともに、施設の維持管理に努め、地域一体となったスポーツ交流の推進に努めます。

また、市内全部の学校をLANでつなぐとともに、兄弟校とも連携を深め、学校教育交流活動の推進を図ります。さらには、公民館や図書館の維持管理に努め、魅力あるテーマの設定や適切な講師の招請などによって、生涯学習教室や市民文化講座の内

容の向上に努め、生涯学習交流の推進にも力を入れていきます。

(3) 交流基盤の整備

新市は、九州の高速交通ネットワークの谷間にあります。この立地条件を飛躍的に向上させるため、諫早・島原間の地域高規格道路の整備の推進を働きかけると同時に、他県への主要交通手段となっているフェリー航路についても、住民のニーズに対応し、ダイヤ改正等、関係機関に対しあらゆる面での整備促進を働きかけます。また、バスや鉄道、フェリーなどの従来の交通ネットワーク以外の新規の広域公共交通ネットワークについても、関係機関と検討していきます。

(4) 都市との共生・対流の推進

一般国民の農林水産業に対する価値観や期待も、近年大きく変化しています。環境問題の高まりや自然との共生などを背景に農的生活への憧れ、伝統的食生活への回帰、農業の教育機能への期待など、これまでになかった見方や考え方が形成されています。

このようなことから、体験学習などのソフト基盤をつくり、都市との交流を推進します。

図表V - 7 連携・交流の促進に関する施策一覧

施策の大綱	主要事業メニュー
2. 地域の個性と魅力を磨いて交流を促進する（連携・交流の促進）	
(1)地域ブランドの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・地産・地消の推進 ・特産品の開発支援 ・アンテナショップ設置の検討
(2)交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市・兄弟都市交流の推進 ・スポーツ交流の推進 ・学校教育交流活動の推進 ・生涯学習交流の推進
(3)交流基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい広域交通ネットワークの検討

基本目標 4 一人ひとりが活躍できる「市民主体」のまちづくり

【基本方向】

地方分権が進展する中、地方には、自主性・自立性を持ったまちづくりが求められています。地域の個性を生かして、魅力ある地域をつくるためには、住民の市政への

参加を促進し、住民と行政の連携した取組みが不可欠です。今後は、住民が自ら判断するための行政情報を開示し、発言できる場を提供するなど、情報化の推進を始め、住民参加のシステム整備を行う必要があります。

また、コミュニティを支える自治会や、地域のために活動するボランティア団体等とも連携を図り、住民に開かれたまちづくりを推進していきます。

さらに、すべての市民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを推進するとともに、個性や能力を発揮できるように機会の平等が実現するようなしくみの構築や各種の支援を図ります。

【施策の方針】

1 自立した地域コミュニティづくりを支援する

住民主体のまちづくりの推進

人口の減少や生活行動圏の拡大などによって、地域連携意識の希薄化が全国的な問題となっています。他方、青少年健全育成、消防防災活動、環境美化活動、自治会活動など様々な分野において、コミュニティ活動の必要性は増している状況にあります。コミュニティと行政の連携がなければ、住民が安全で、安心して暮らせる地域は実現できません。

そこで、市民による地域づくり活動のプラン（コミュニティ・マスタープラン）づくりへの支援や自治会等への支援、地区集会所など活動拠点の整備を図るとともに、コミュニティ活動を支える人材の育成を行います。

一方、社会問題や住民ニーズが多様化・複雑化している中、文化、教育、福祉、環境、産業など様々な分野で活動を進めるNPO（民間非営利団体）、ボランティア団体、まちづくり団体などの重要性が高まっています。そのため、これらの団体が各種行事や人材育成研修会を開催する場合などに支援を行い、団体活動の促進を図ります。併せて、人材育成や地域活動、イベント開催等のコミュニティ活動を支援するための基金の設立を推進します。

2 市民に開かれた行政を運営する

開かれた行政への取り組み

住みやすい地域をつくるためには、その地域で暮らす住民の声を行政施策に反映させることが不可欠です。さらに、住民がまちづくりへの関心を高め、自ら主体的に行動することが、誇りと愛着を持てる、個性的で魅力ある地域の実現につながります。

そのため、意見箱の設置や提案・苦情受付窓口の設置などを行い、行政サービスに関する住民の意見を聴取するための機会を拡充すると同時に、地域総合情報システムの活用により、行政情報を積極的に開示するなど、行政活動の透明性を高めることに

よって、住民と情報の共有を図ります。

さらに、住民との行政情報の共有化を図るため、CATVやインターネットの活用等によって広報・広聴活動を充実・強化するとともに、情報公開コーナーの設置等によって、住民が気軽に行政情報を得ることができるような体制整備を進めます。

なお、これら総合的な情報化推進の核としての機能を備えた、新しい庁舎建設を検討します。

3 持続的発展を目指した健全な 財政を運営する

行財政改革の推進

新市においては、少子・高齢化の進展、国際化、情報化といった経済社会の大きな変化にともなって複雑化・多様化していく行政需要に対応していかなければなりません。そのためにも効率的な行財政運営を心がけ、健全な財政構造を構築していくとともに、職員の資質の向上を目指し職員研修にも努めます。

新市では、行財政計画を推し進め、重点事業方式の確立による効率的な事業運営体制を築くことで行政投資の費用対効果を高め、複雑化・多様化していく住民のニーズに答えていきます。その際には、国や県の財政諸制度を積極的に活用していくことも必要となります。さらには地方分権の受け皿として、個性ある地域の発展に取り組んでいくために、自主財源の安定的確保に努めます。

図表V - 8 住民主体のまちづくりの推進に関する施策一覧

地域づくり	
施策の大綱	主要事業メニュー
1. 自立した地域コミュニティづくりを支援する（住民主体のまちづくりの推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・マスタープラン策定の検討 ・コミュニティ活動支援 ・各地区伝統芸能大会開催事業 ・男女共同参画推進 ・人権教育・啓発推進事業
2. 市民に関かれた行政を運営する（開かれた行政への取り組み）	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設事業 ・行政情報の提供 ・意見聴取 ・情報公開
3. 持続的発展を目指した健全な財政を運営する（行財政改革の推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政運営の効率化 ・職員研修の充実

VI 重点プロジェクト

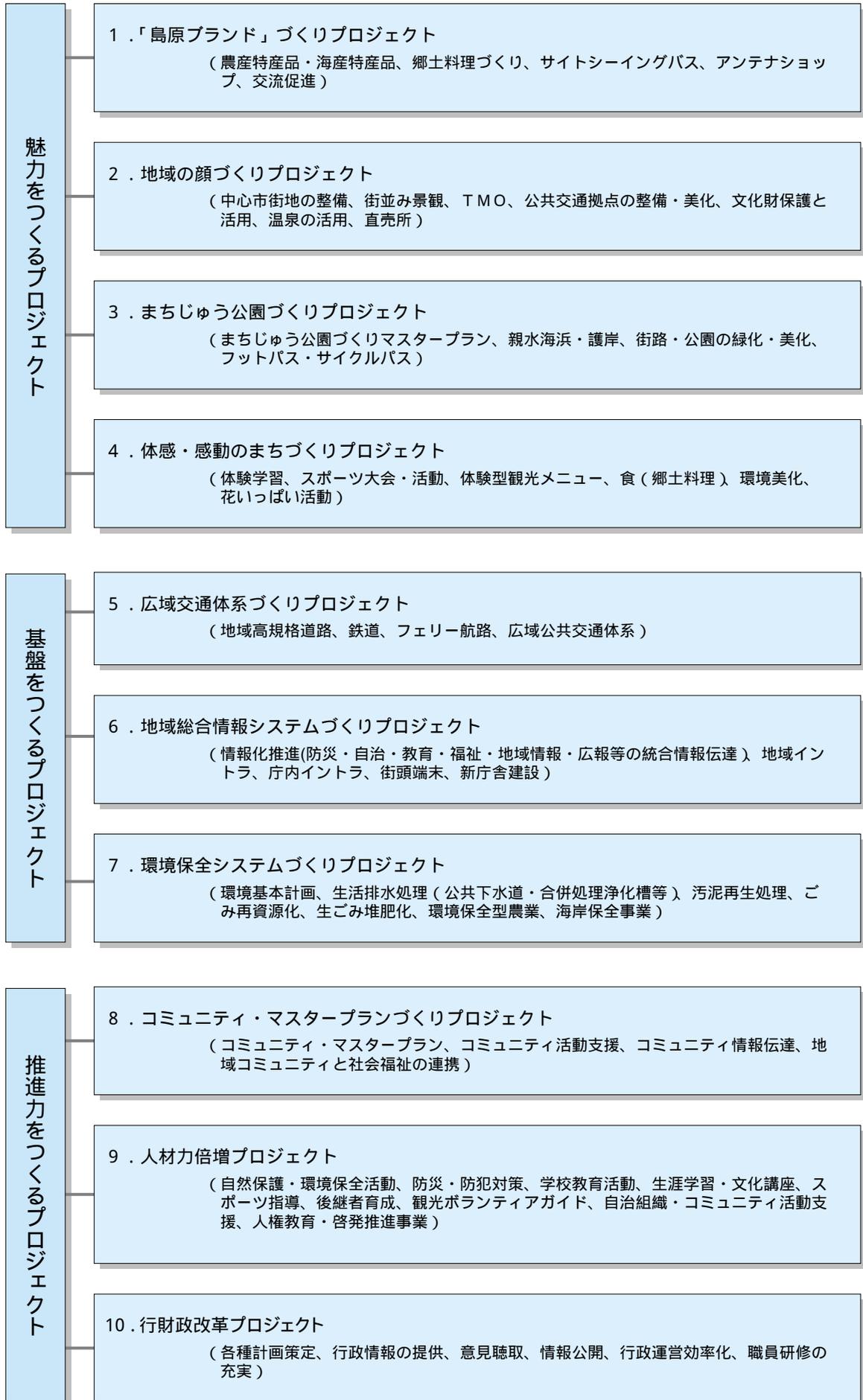
重点プロジェクトは、基本的に施策の大綱で示された各施策を横断的に結びつけるもので、施策の大綱の枠組みを超えた連携によって推進されます。新市における重点プロジェクトは以下の10項目を想定します。

「新市の魅力や活力を創出するプロジェクト（魅力をつくるプロジェクト）」、「基本目標の達成に必要な基盤整備に関するプロジェクト（基盤をつくるプロジェクト）」、「基本目標の達成を強力に進めるための推進力の創出に関するプロジェクト（推進力をつくるプロジェクト）」の3つに分けられます。

重点プロジェクトによって、湧水や火山、歴史、人材等々の新市の地域資源を産業活動や文化活動に生かし、市民一人ひとりが生きがいと誇りを持った豊かな生活を送れる環境づくりを進めることを目指します。

なお、重点プロジェクトの推進にあたっては、地域コミュニティの主体的な関わりを重視し、そのために必要なしくみや場づくりを進めます。また、行政においても、全庁横断的なプロジェクトチームを設置し、地域コミュニティや庁内の関係各所との意見交換や連携を図りながら段階的継続的に取り組みます。

重点プロジェクトの体系



(1)「島原ブランド」づくりプロジェクト

観光交流都市である島原の魅力を全国に発信して集客力の回復を図るべく、「島原ブランド」づくりに取り組みます。その際、ブランド力の形成に係る火山等の自然景観や街なみ景観、農産品・海産品、特産品、郷土料理、観光施設、文化スポーツ施設、サイン表示などのすべての要素を一体的に統合して検討する場やしくみを設けるとともに、観光関連企業・団体やまちづくり団体、それに農業・漁業関連団体、文化財関連団体、自然保護団体などが連携して今後のブランドづくりを進めていけるようなしくみを構築し、独自ブランドの確立に努めます。

(2) 地域の顔づくりプロジェクト

新市のシンボルや地区のシンボルとなるような個性ある施設や魅力ある地域資源の整備を図り、地域の顔づくりに取り組みます。火山、湧水、歴史、文化財、温泉、河川、公園、大木等の地域固有の資源を発掘して誰もがアクセスしやすい環境整備を図り、同時に恵まれた自然景観の保持や地域の風土・文化を継承し、誇りと郷土愛を育みます。その際、地域コミュニティが主体となって作成するコミュニティ・マスタープラン（自治活動計画書）のなかで、地域の資源を生かすアイデアや具体的な取り組みについて掲載を図り、当該コミュニティが主体となって取り組めるようなしくみをつくります。また、中心市街地や島原城・武家屋敷周辺（森岳地区）、3つの交通拠点周辺（島原外港、島鉄バスターミナル、島原駅）については、現在実施している中心市街地の再生事業や街なみ環境整備事業の推進を図り、新市のシンボルづくりに取り組みます。

(3) まちじゅう公園づくりプロジェクト

市内各所に緑と憩いの場所を形成して、市民と訪問者の双方が心地よく過ごせる空間づくりを行います。新市に点在する霊丘公園や舞岳山荘、フラワー公園等の自然公園、ネイチャーセンターや雲仙岳災害記念館等の火山公園、島原城等の歴史公園、総合運動公園や復興アリーナ、有明の森等のスポーツ公園、親水公園としての白土湖やひょうたん池等、新市のシンボルとなるような公園のほか、コミュニティの公園等についても計画的な整備を進めます。併せて、新市の幹線道路となるグリーンフラワーベルト一帯を中心に、国や県、関係機関等と協議しながら街路の緑化や美化、花いっぱい運動を展開し、新市全域が公園となるように総合的な取り組みを図ります。また、

3つの交通拠点（島原外港、島鉄バスターミナル、島原駅）から中心市街地や観光交流拠点をゆったりと散策できるように、既存道路の一部をサイクルパス（自転車道）やフットパス（遊歩道）として指定し、子どもからお年寄りまで、また市民から訪問者までが安心して通行できる街路の整備を図ります。なお、整備にあたっては、「まちじゅう公園づくりマスタープラン」を作成し、各地区の公園整備や街路緑化の計画的な推進を図るとともに、公園の企画・運営・管理等については地域コミュニティが主体的に取り組めるしくみを構築します。

（４）体感・感動のまちづくりプロジェクト

市民や訪問者に感動的な生活や滞在時間を過ごしていただけるような体感・感動のまちづくりを目指します。具体的には、学校教育分野では、現在展開されている生活体験学習や生き方発見学習（インターンシップ制度）等を継続して行い、生きる力と創造性が生まれるような取り組みを行います。また、既存のスポーツ施設をフル活用して、プロスポーツの大会や合宿を誘致するなど、レベルの高いスポーツ交流・観戦ができる場づくりに取り組み、九州のスポーツのメッカを目指します。また、観光振興に対しては、修学旅行など団体旅行と個人旅行の双方に対応できるような雲仙岳災害記念館を利用した火山体験、島原の自然を利用した自然体験、島原城や武家屋敷などを利用した歴史文化体験や農業体験（グリーンツーリズム）、漁業体験（ブルーツーリズム）、工芸体験、食体験（がんば、がね、具雑煮等の郷土料理）などの体験型観光メニューの開発・提供を推し進めます。

（５）広域交通体系づくりプロジェクト

新市は西九州と中九州・南九州を結ぶ点に位置しており観光は重要な産業の一つです。観光振興のためにはスムーズなアクセスが必要であり、空港や主要駅から新市までのアクセス等について、広域的交通体系の観点から考える必要があります。特に道路については、愛野町から中心市街地の北側までグリーンロードの整備が進んでおり、平成15年度に完成した下折橋町から出平町の地域高規格道路と、深江町から中心市街地の南側まで整備が進んでいる島原 深江道路とをつなぐ、同じく地域高規格道路である島原中央道路の整備促進を目指します。なお、島原（出平町）から諫早間については、計画路線から調査区間への早期指定を働きかけます。また、航路については関係機関と協議し熊本、大牟田、三角への3方面の航路の維持と高速化に係る取り組みを進めるとともに、島原鉄道についてもJRへの乗り入れや高速化に必要な取り組みを進めます。

(6) 地域総合情報システムづくりプロジェクト

総合行政ネットワーク（LGWAN）や住民基本台帳ネットワークといった政府の自治体情報化政策や近年の情報通信技術の進展を踏まえ、総合的な地域情報システムを構築します。具体的には更新が必要になっている現在の防災行政無線に換え、新市全域を網羅した情報化時代に対応した双方向性の情報基盤を整備し、防災機能のみならず、教育、福祉、地域情報、広報、広聴、地域コミュニティ活動等の幅広い用途で活用することを目指します。なお、街頭端末の配置によって、各種の申請手続きや証明書の発行が端末で行えるようなくみを構築します。さらに、この総合情報システムを活用して、観光都市島原の情報発信を共通して行えるように、観光関連団体やまちづくり団体、自然保護団体などの各種の市民団体への開放についても検討します。また、本庁、支所、各施設間のイントラネットを構築し、情報発信がスムーズに行えるように努めます。これら総合的な情報化推進に向け市役所が核となれるような機能を備えた、新しい庁舎建設を検討します。なお、地域情報化の推進にあたっては計画的な推進に努めます。

(7) 環境保全システムづくりプロジェクト

新市の最大の地域資源である自然環境を総合的に保全するシステムを構築します。特に近年課題となっている水質の悪化を防止し、「水の都」にふさわしい水質を維持するしくみを構築します。生活排水処理については、公共下水道や合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等を地域特性と事業採算性に留意して、効果的・効率的に整備します。また、し尿処理施設については処理能力が限界に達してきており、早急な対応を図ります。ごみ問題については、再資源化や生ごみ堆肥化などリサイクルシステムの構築を図り、環境負荷の低減を図ります。農業についても、農薬利用の低減等を進めて環境保全型の農業生産への転換を進めるとともに、耕作放棄地の維持管理や森林の間伐等に対して対策を講じます。また、河川・海岸の整備においては、自然環境に配慮し、その保全に努めます。

(8) コミュニティ・マスタープランづくりプロジェクト

新市の地域コミュニティについては、各地区ごとに今後主体的に取り組もうとすることを再度議論してもらう場を設け、コミュニティごとに今後の活動方針をコミュニティ・マスタープラン（自治活動計画書）としてまとめます。このマスタープランの

なかには、「まちじゅう公園プロジェクト」の一環として進めるコミュニティ公園の整備・運営方針の検討や、グリーンフラワーベルトの美化・緑化方針の検討、「地域の顔づくりプロジェクト」の一環で進める地域シンボル（地域の顔）の企画・整備方針の検討、「自然環境保全システムづくりプロジェクト」の一環として進めるごみのリサイクルや収集体制の検討など具体的なアクションにつながる内容を踏まえ、また、PTAと連携して地域の教育力を学校教育に導入する「学社融合」のしくみづくりを検討するほか、高齢者生活支援や子育て支援等の地域コミュニティと福祉のあり方についても検討を図ります。なお、地域の慣習や地域文化等も盛り込み、地域生活のバイブルとして市民の活用が図れるものを目指します。

（9）人材力倍増プロジェクト

新市のまちづくりは、「人財重視」と「市民主体」を基本目標に掲げており、市民の英知と行動力を結集したまちづくりに欠かせない人材の育成を積極的に取り組みます。このため、学校教育から生涯学習・文化講座、スポーツ振興、各種研究会・イベント開催など市民の学習活動や人材育成に係るプログラムについて支援を行います。特に、学校教育では国際化や情報化、環境問題等への対応を早急に進めるほか、優秀な指導者の確保や環境整備などを通じてスポーツ競技力のアップを図ります。また、自然保護・環境保全活動や地域コミュニティ活動、防災・防犯対策、観光ボランティアガイド等各種の市民活動の推進に必要な研究会や研修会の機会を市民のニーズに応じて設けていきます。

（10）行財政改革プロジェクト

行財政運営にあたっては、経済成長の鈍化や人口減少に伴う税収の減少など今後とも厳しい状況が予想されることから、行政事務の効率化や職員研修に努め、健全で持続可能な行財政運営を行います。また、住民福祉・サービスの向上や、定住促進、雇用確保のための産業振興、社会資本の整備推進等、安心して豊かな市民生活が送れるような、有効的かつ重点的な投資を行うこととします。市民と行政の間の情報のやり取りを密接に進め、市民ニーズにあわせた施策を市民主体で取り組めるようなしくみの構築を進めます。

重点プロジェクトの主要事業一覧

重点プロジェクト	
魅力をつくるプロジェクト	<p>1. 「島原ブランド」づくりプロジェクト</p> <p>農業生産基盤の整備 畜産業生産基盤の整備 水産基盤整備事業 ながさき「食と農」支援事業 肉用牛振興ビジョン対策事業 生産経営環境総合支援事業</p>
	<p>2. 地域の顔づくりプロジェクト</p> <p>体育・文化施設整備 街なみ環境整備 中心市街地の整備 島原城の整備 武家屋敷の整備</p>
	<p>3. まちじゅう公園づくりプロジェクト</p> <p>各種公園の整備 歴史景観地区交通安全対策整備</p>
	<p>4. 体感・感動のまちづくりプロジェクト</p> <p>美しいまちづくり推進事業 スポーツ大会の推進 各地区伝統芸能大会の開催 おいしい水づくり 芸術文化の振興 体験型観光事業の推進</p>

重点プロジェクト	
基盤をつくるプロジェクト	5．広域交通体系づくりプロジェクト 島原中央道路整備 国道251号の改良整備 県道の改良整備 市道の改良整備 都市計画道路の整備
	6．地域総合情報システムづくりプロジェクト ・地域イントラネット整備 ・防災・行政情報等伝達システム整備 ・新庁舎建設事業 学校教育の情報化
	7．環境保全システムづくりプロジェクト ・公共下水道・合併処理浄化槽等整備 ・汚泥再生処理センター整備 廃プラスチック処理 農村環境計画策定 ・火葬場建設事業 ・地籍調査事業 河川改修 海岸保全
推進力をつくるプロジェクト	8．コミュニティ・マスタープランづくりプロジェクト 地域コミュニティと社会福祉との連携 ふるさと創生
	9．人材力倍増プロジェクト 男女共同参画推進 文化活動支援 保健センター整備 高齢者生活支援 子育て支援 国際交流推進 生き方発見支援 コミュニティ活動支援 人権教育・啓発推進事業 教育力向上支援
	10．行財政改革プロジェクト 情報提供・公開システム整備 適正な定数管理・事務事業の見直し・職員研修 効率的・効果的な行政運営 土地利用管理

VII 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次検討・整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い、旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮するとともに、電算処理施設のネットワーク化等によって必要な機能の整備を図ります。

VIII 財政計画

合併後10年間に於ける新市の財政運営の指針とするため、これまでの実績を勘案し、今後の社会経済情勢も考慮したうえで、現在の地方財政制度に基づき普通会計で作成しました。

作成にあたっては、新市において堅実な財政運営を行うことを基調としながらも、過去の決算額の推移を参考に、今後増加が予測される経費、合併に伴い節減が見込まれる経費および合併特例債をはじめとする国・県の支援措置も加味しました。

各項目ごとの主な内容は、次のとおりです。

(1) 歳入

① 地方税

合併協議会における確認結果を踏まえ、推計しました。

② 地方交付税

現在の制度を基本に、合併算定替をはじめとする合併に係る特例措置を加味して推計しました。

③ 国庫支出金

国の行財政改革に関する論議の動向も考慮したうえで、過去の決算額の推移を参考に推計しました。なお、生活保護等福祉事務所でを行う事務に係る国庫支出金や合併に伴う補助金についても見込み計上しました。

④ 県支出金

過去の決算額の推移を参考に推計したほか、合併に伴う県交付金についても見込み計上しました。

⑤ 財産収入

基金の預金利子については、平成15年度当初予算の数値を用いるとともに、その他分については、過去の決算額の推移を参考に推計しました。

⑥ 地方債

建設事業充当分については、過去の決算額の推移を参考に発行額の上限を推

計し、その枠内で合併特例債を見込み計上しました。

その他の地方債については、減税補てん債や臨時財政対策債、また市町村振興基金に充当する合併特例債を見込み推計しました。

⑦ 繰入金

過去の決算額の推移を参考に推計しました。なお、歳入歳出差引額において財源不足がある場合は、財政調整基金等から繰入れることとして推計しました。

⑧ その他

過去の決算額を参考に推計しました。

(2) 歳 出

① 人件費

合併に伴う一般職と特別職の職員の減を見込み推計しました。

② 物件費

過去の決算額の推移をベースとし、合併による削減効果も見込み推計しました。

③ 扶助費

過去の決算額を参考に年少人口の減少分と老年人口の増加分を加味したほか、併せて生活保護等の福祉事務所で行う事務に係る経費の増加分についても見込み計上しました。

④ 補助費等

過去の決算額の推移を参考に合併による削減効果も見込み推計しました。また、新市が取組む重点項目に少子化対策があげられるため、その増加分を加味しました。

⑤ 公債費

これまでに借入れたものについては、構成市町の実償還予定額を、今後借り入れる見込みのものは、地方債の種類ごとに同一条件で推計し、計上しました。

⑥ 積立金

基金の預金利子積立については、平成15年度当初予算時の数値を用いること

とし、その他の積立については、一定額を積立てることで推計しました。なお、合併特例債が充当される合併市町村振興基金については、標準基金規模上限の約14.7億円として計上しています。

⑦ 繰出金

特別会計に対する繰出金については、今後の人口増減や事業の進捗見込みをもとに推計しました。

⑧ 投資的経費

普通建設事業費は、個別の事業に係る経費を積み上げて推計したものではなく、堅実な財政運営を行ううえで充当可能な事業費の枠を示したものです。

⑨ その他

過去の決算額の推移を参考に推計しました。

財政計画【平成18年度～平成27年度】

(単位：千円)

歳入	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1 地方税	4,352,867	4,398,642	4,423,231	4,356,449	4,391,788	4,429,880	4,372,369	4,412,722	4,455,847	4,419,998
2 地方譲与税	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000	221,000
3 利子割交付金	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500	37,500
4 地方消費税交付金	412,000	412,000	412,000	412,000	412,000	412,000	412,000	412,000	412,000	412,000
5 自動車取得税交付金	69,500	69,500	69,500	69,500	69,500	69,500	69,500	69,500	69,500	69,500
6 地方特例交付金	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500	127,500
7 地方交付税	5,204,752	5,015,534	4,720,775	4,659,601	4,671,407	4,558,505	4,593,816	4,553,786	4,503,815	4,506,663
8 交通安全対策特別交付金	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400
9 分担金・負担金	385,184	389,629	393,077	396,527	398,979	402,433	406,890	411,349	417,810	424,372
10 使用料・手数料	419,076	421,772	422,471	425,173	429,878	430,586	435,296	438,009	438,725	439,442
11 国庫支出金	2,408,653	3,052,628	2,867,434	2,993,590	3,030,067	2,505,762	2,536,409	2,566,143	2,597,962	2,624,666
12 県支出金	1,493,614	1,470,722	1,428,368	1,389,011	1,390,584	1,352,560	1,353,436	1,373,115	1,372,229	1,371,343
13 財産収入	9,469	9,314	9,086	8,827	9,018	8,736	8,387	8,163	8,011	7,862
14 寄附金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15 繰入金	406,000	430,000	507,000	541,000	638,000	1,016,000	891,000	801,000	871,000	900,000
16 繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 諸収入	339,318	322,818	322,818	327,682	335,682	335,682	335,545	334,945	334,945	334,346
18 地方債	4,068,700	2,196,500	2,067,300	2,283,300	2,228,300	2,033,600	1,993,900	1,960,100	1,931,400	1,960,000
歳入合計	19,963,534	18,583,460	18,037,461	18,257,061	18,399,604	17,949,645	17,802,949	17,735,233	17,807,645	17,864,593

歳出	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1 人件費	3,491,950	3,410,718	3,567,180	3,292,491	3,588,576	3,399,883	3,227,033	3,076,801	3,062,810	3,095,808
2 物件費	2,489,331	2,414,651	2,342,211	2,271,945	2,203,787	2,137,673	2,073,543	2,032,072	2,011,751	1,991,634
3 維持補修費	99,807	99,720	99,543	99,453	99,270	99,180	99,090	98,900	98,820	98,740
4 扶助費	3,177,683	3,236,277	3,295,767	3,358,185	3,408,462	3,459,116	3,511,797	3,563,684	3,617,779	3,628,718
5 補助費等	2,327,231	2,316,214	2,288,657	2,266,739	2,263,165	2,257,288	2,251,792	2,248,494	2,246,296	2,244,098
6 公債費	2,304,391	2,413,004	2,519,935	2,527,322	2,648,314	2,640,700	2,694,472	2,771,073	2,808,169	2,897,796
7 積立金	1,673,610	203,457	203,233	203,242	103,430	103,170	102,870	102,721	102,532	102,343
8 投資・出資・貸付金	84,150	84,150	84,150	84,150	84,150	84,150	84,150	84,150	84,150	84,150
9 繰出金	1,580,567	1,612,558	1,641,223	1,669,981	1,689,835	1,709,322	1,728,892	1,749,546	1,770,286	1,781,271
10 投資の経費	2,734,814	2,792,711	1,995,562	2,483,553	2,310,615	2,059,163	2,029,311	2,007,792	2,005,052	1,940,036
歳出合計	19,963,534	18,583,460	18,037,461	18,257,061	18,399,604	17,949,645	17,802,949	17,735,233	17,807,645	17,864,593

歳入歳出差引額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

用語解説

五十音順で主な用語の解説を整理しています。



【IT】

Information Technology の略。情報通信技術や情報通信産業のことを指す。

【アンテナショップ】

生産者が消費者の農産物需要傾向をつかんだり、特産品の宣伝をするために設ける食料品店や料理屋のこと。

【インターンシップ制度】

学生が社会体験をする制度。

【インターネット】

複数のコンピュータ・ネットワークを相互に継続して、世界中のネットワークを1つのネットワークとして機能するようにした世界的な情報交換の仕組み。

【イントラネット】

インターネットの特徴を利用した組織内情報通信網。インターネットが世界に開かれたネットワークなのに対して、イントラネットは利用者を限定したネットワークとなる。

【インフラ】

Infrastructure の略。道路や下水道等の公共団体が整備する社会資本を指す。

【ALT】

Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手のこと。



【介護保険制度】

2000年から施行された新しい社会保険制度。保険により社会全体で介護を支えるための仕組み。

【学社融合】

学校教育と社会教育を部分的に関わり合わせようとする考え方で、コミュニティ・スクール（地域社会学校）の理念を踏襲したもの。地域全体で教育力を高めようとする考え方。

【観光ボランティアガイド】

地域の観光案内を無償で行う人。

【環境負荷】

地球環境破壊につながる行為のこと。

【協働】

協力、合作。それぞれの立場から、共通する課題の解決や社会的目的の実現に取り組むこと。

【ランドデザイン】

将来を見据えた長期的な土地利用計画のこと。

【グリーンツーリズム】

都市生活者が農村で滞在型の余暇を過ごそうという旅行形態。

【高齢化率】

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。

【高齢者世帯】

男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成する世帯（これに18歳未満の未婚者が加わった世帯も含まれる）。

【子育てサークル】

同じ年代の子供をもつ親同士が育児についての悩みを相談したり、情報交換を行う場のこと。

【コーディネーター】

調整担当者。事業や活動を調整して推し進める人。

【コミュニティ】

共同体、地域社会、共同生活体。

【コミュニティ公園】

地域住民が集える公園。地区や街区のようなコミュニティ単位ごとにあるような小公園で、自分たちの手で管理・運営を行うような公園。

【コミュニティ・ビジネス】

住民自ら地域の問題に取り組み、その活動をビジネスとして捉える住民主体の地域事業のこと。

【コミュニティ・プラント】

家庭などから排出される生活雑排水を処理するための施設。下水道整備区域外の集落や団地などに設置され、一定規模のまとまった範囲で集中的に処理する地域し尿処理施設。地方公共団体が廃棄物処理整備事業により設置。

【コミュニティ・マスタープラン】

自治活動計画書。

【コミュニティバス】

主に交通の便が悪い公共交通空白地帯と市街地の中心・公共施設などを結ぶ自治体運営の路線バス。

【コンポスター】

生ごみを堆肥にかえる容器のこと。

**【サイクルパス】**

自転車道。

【サイトシーイングバス】

観光周遊バス。

【サイン表示】

道路・観光等の案内板。

【CATV】

Cable Television の略。有線テレビ。電波ではなくケーブル（通信線）を利用してテ

レビ番組を送信するシステムやサービスのこと。

【自然動態】

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのこと。

【社会動態】

転入・転出に伴う人口の動きのこと。

【総合行政ネットワーク（LGWAN）】

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。

【双方向性】

同時に相互意見交換が行えること。



【男女共同参画社会】

性別にかかわらず、個人の個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと。

【TMO】

Town Management Organization の略。まちづくりを運営・管理する機関、まちづくり会社のこと。政府が進める TMO 構想（中小小売商業高度化事業構想）によるもので、まちづくりのための総合調整、まちづくり事業の企画立案、各事業の推進、まち全体の運営管理を行う。



【バリアフリー】

障害を持つ人も地域の中で普通に暮らせる社会づくりの理念に基づいて、身体的、精神的な障壁（バリアー）を取り除こうという考え。

【フットパス】

遊歩道。

【ブルーツーリズム】

都市生活者が漁村で滞在型の余暇を過ごそうという旅行形態。

**【マスタープラン】**

基本計画。

【モータリゼーション】

自動車が普及し、人々の生活の中で広範に利用されるようになる現象。

**【ライフスタイル】**

生活様式、行動様式。その人の個性を表すような生き方。

【ライフライン】

水道や電話網など生活に必要な不可欠な社会資本。生命線。

【LAN】

Local Area Network の略。組織や機関内で分散配置された O A 機器等を接続した構内情報通信網。

【リサイクル社会】

物が繰り返し利用して廃棄物を少なくするような資源循環型社会のこと。リサイクル（再資源化）、リデュース（最終処理量の最小化）、リユース（再利用）の3点を考慮したしくみを持つ社会。